

范成大『桂海虞衡志』第一篇「志巖洞」の復元（上）

—中国山水文学における“巖洞遊記”としての位置づけ—

戸 崎 哲 彦

2006年11月

島根大学法文学部紀要言語文化学科編 島大言語文化 第21号 抜刷

島根大学法文学部

范成大『桂海虞衡志』第一篇「志巖洞」の復元（上）

—中国山水文学における“巖洞遊記”としての位置づけ—

戸 崎 哲 彦

はじめに

范成大（1126–1193）、字は至能⁽¹⁾、号は石湖居士、平江府吳県（今の江蘇省蘇州市）の人。宋代を代表する文豪であり、その代表著書として『吳船錄』・『攬轡錄』・『駿鸞錄』の所謂“石湖紀行三錄”の他に『桂海虞衡志』がある。これは乾道九年（1173）三月に知靜江府・廣南西路經略安撫使として着任してから淳熙二年（1175）正月末に知成都府・四川管内制置使として赴任するまでの約二年間にわたって滞在した桂林での体験およびその地で見聞した自然・風土・物産・風俗・少数民族等に関して、成都に到着するまでの四ヶ月余の道中で、追憶して書き記したものである⁽²⁾。今本では全体を「志巖洞」・「志金石」・「志香」・「志酒」・「志器」・「志禽」・「志獸」・「志蟲魚」・「志花」・「志果」・「志草木」・「雑志」・「志蟹」の十三篇に分かつ。

書名についてはいくつかの説があり、清・李文藻『南澗先生易簣記』が「以桂林爲“桂海”、乃近人之不通、非范石湖之不通也。南寧李曜庚問予：“‘桂海’二字、南宋之前有出否”。予曰：“無之”。又問：“桂安得言海”。余曰：“桂謂桂嶺也、海謂海也。當時高・雷・廉・瓊諸州皆屬廣西、大海在所部之中、所志多

(1)日本には「致能」とする者が多い。たとえば小川環樹「范成大の生涯とその文学」（『吳船錄・攬轡錄・駿鸞錄』平凡社2001年）（p165）。たしかに『宋書』本伝では「致」に作っているが、十種に近い現存石刻ではいずれも「至」に作っている。

(2)小川環樹「范成大の生涯とその文学」に「桂林の在任中には、……『桂海虞衡志』をあらわした」（p168）というが、「序」に「半年達于成都。道中無事、時念昔游、因追記其登臨之處與風物土宜、……。淳熙二年乙未長至日」。「淳熙二年」の「長至日」夏至は5月26日。南宋・岳珂『寶真齋法書贊』26「范參政『行臺』・『兩司』・『常州』・『成都』四帖」の書簡「『成都』帖」に「成大自正月起離廣西、六月七日方入成都府、路界交割、今已入城了。在路恰四箇月以上、川陸相半、……。六月九日、成大拜覆五一兄座前」というから、入城する直前の成稿。桂林出発は正月下旬であるから「半年」というのは概数、実際には四カ月余、足かけで六ヶ月。桂林到着後の引繼では、范成大『駿鸞錄』に「（二月）六十里至八桂堂、桂林北城外之別圃也。……泊八桂堂十日、三月十日入城、交府事」というから、入城が許されるまでに十日間足留めされている。当時の慣例として成都でも同様にこうがあったのではなかろうか。

言海物、則‘桂海’對舉猶廣東之言‘嶺海’也”。伊猶不信、予曰：“不如是、何以謂之『虞衡志』乎”。伊深信」というのは「桂・海」を「虞・衡」が山林・澤川の官であるとの関連づけたもので、広東が“嶺海”と謂うのに対して広西を指すとする。やや後の檀萃『滇海虞衡志』は范成大の書名に倣ったもので、その「自序」に“虞衡志”者、蓋合山虞・澤虞・林衡・川衡以爲名、土訓之書也。范石湖帥廣右、居桂林、爲『桂海虞衡志』。夫“桂”奚有海。其去大海尚隔安南・廣東、而以“海”名者、矜其陸海耳」と解釈する。李文藻が「海」を海洋あるいは水域とするのに対して「陸海」とし、かつ「桂海」を山間・水域の並列関係とするのに対して修飾関係「桂の海」と理解するわけである。しかし「桂海」とは直接的には梁・江淹の「袁太尉淑從駕」詩にいう「文軫薄桂海、聲數燭冰天」に基づくであろう。范成大に「畫工李友直爲余作『冰天』・『桂海』二圖、『冰天』畫使北虜渡黃河時、『桂海』畫游佛子巖道中也。戯題」と題する詩がある。絵画「桂海」に描かれた“佛子巖”は『桂海虞衡志』の「志巖洞」中に条として立てられているが、書名の方の「桂海」は「游佛子巖道中」に限定するものではない。その道中の光景を代表とする桂林一帯の地であって、「冰天」に描かれている地、かつて使節として訪れた「渡黄河」「北虜」の地、いわば北の果てに近い地に対する南の果てに近い地という認識を示す語彙を名詩に求めたものであろう。「虞衡」は檀萃が引くように『周禮』の「天官太宰」に見える「掌山澤之官、主山澤之民者」の職務を謂い、范成大が知靜江府・広南西路經略安撫使であったのを指す。

本書は後世多くの人に読まれ、また引用され、また模倣されて、影響の及ぶ所大であった。たとえば今日でも人口に膾炙する成句「桂林山水甲天下」はその書中に見える評語「桂林之奇、宜爲天下第一」に由来する。少なくとも明・清の人はそのように理解していた⁽³⁾。また、「序」に「凡方志所未載者、萃爲一書」という自覚が示すように、それまでの方志に漏れていたものを記載するという態度をとっており、後の『桂林府志』・『廣西通志』等に多く採用されている。しかし方志類に止まらず、錄異・博物誌的な性格をもつ本書は、周去非・周必大・黃震・周密・胡三省・張鳴鳳・李時珍・徐霞客・顧祖禹等々の著名人をはじめ、成立の当初から文学・史学・薬学・地理学等、多く分野におよぶ人士に徵引・抄録され、利用されて来た。その記述態度は『四庫全書總目提要』

(3)拙論「成句“桂林山水甲天下”的出自と典拠について」(『島大言語文化』14、2003年)。

が「諸篇皆叙述簡雅、無夸飾土風・附會古事之習」と評しているように、異境の自然・風物・文化など、いわば未知のものに対して、従来あるいは他者は誇張したり、旧事先例に牽強附会してしまい、事実を曲げることが多かったが、范成大にはそれがないという。そもそも当時の方志の類は多くが旧志を襲用して編纂されるという傾向が強かったが、『桂海虞衡志』は范成大自身の該博な知識と感受性と共に当地での自己の実体験や見聞と経験主義的な合理的思考に裏打ちされた記録であるといつてよい。「志巖洞」篇に「余生東吳、而北撫幽・薊、南宅交・廣、西使岷・峨之下、三方皆走萬里、所至無不登覽」といって全国を踏破した豊富な体験を自負する。また、范成大が広南路經略安撫使という当地最高の地位にあったことによって多くの資料を収集し得たことは容易に想像されるが、大量の資料の存在の他に、范成大自身も経験の記録を怠らなかつた。すでに『吳船錄』・『攬轡錄』・『驥鸞錄』はほとんど日記である。『虞衡志』はこれらの紀行録ではなく（『四庫全書』は「史部傳記類」）、むしろ方志に属すが（『四庫全書』は「史部地理類」）、離任直後の道中での執筆という同時性の高い実状報告、いわばルポルタージュ的な性格をもつ。このような記述の態度と方法は、当時の部下であった周去非の『嶺外代答』をはじめ、明・王士性『桂海志續』⁽⁴⁾、清・檀萃『滇海虞衡志』などに影響を与え、継承されていった。『桂海虞衡志』は范成大が長官という職務上桂林に留まっていたこともあって他の地域については収集資料や見聞によるものであるが、『嶺外代答』は著者が広西の数ヶ所に転任したことにおいて、『桂海志續』はさらに時を異にした点において『桂海虞衡志』を補うところがあり、『滇海虞衡志』は書名のみならず、対象地域を異にして十三の篇目と編次等の体裁に至るまで『桂海虞衡志』に倣っている。『虞衡志』は一つの範を示したものであるといえよう。

このように後世に多大な影響を与えた本書ではあるが、なぜか完本が伝わっていない。清朝以来の通説では、今日通行の一巻本は原書三巻本（一説に二巻）が明人によって刪削されたものであるとする。そこで清代から今日に至るまで多く人によって佚文の輯集・校勘が試みられて来た。本稿もそれを試みるものではあるが、今までほとんど顧みられることのなかった『桂海虞衡志』の最初の篇「志巖洞」について、また今日まであまり用いられることのなかった宋

(4)胡起望・覃光広『桂海虞衡志輯佚校注』は「清代」の人とするが（p6）、明の人。王士性（1547-1598）『五嶽遊草』7（『王士性地理書三種』上海古籍出版社1993年）に収める。

本『方輿勝覽』や現存石刻等の資料によって、さらに一部は筆者の実地調査をふまえて、輯佚・校勘を行い、その復元を試みる。復元できた「志巖洞」は、通行本の紙幅に倍するものであり、旧来のものと全く異なる性格を呈している。それは長さ・内容・表現ともに文学作品として再評価するに足るものである。本稿では復元によって面目一新した原文を范成大の“巖洞遊記”文学の作品として中国山水文学史の上に位置づけたい。

I 今日までの輯佚・校勘とその資料について

『桂海虞衡志』（以下、『虞衡志』と略称する）に多くの佚文があることは早くから知られていた。たとえば『四庫全書總目提要』に「『桂海虞衡志』一卷：兩江總督採准本。……檢『文獻通考・四裔考』中引『桂海虞衡志』、幾盈一卷、皆「志蠻」之文、而此本悉不載。其餘諸門、檢『永樂大典』所引、亦多在此本之外。蓋原書本三卷、而此本併爲一本、已刊削其大半、則諸物之或有或無、亦非盡原書之故矣」とい、また『四庫全書簡明目錄』にも「惟原書三卷、此本存一卷、蓋明人所刪、併觀『文獻通考・四裔考』中引『桂海虞衡志』、幾盈一卷、皆此本所無、知其佚脫者多矣」という。そこで輯佚と校勘がすでに清代から行われ、また近年幾つかのものが刊行されている。管見によれば佚著・佚文を紹介あるいは輯集した論文・著書には以下のものがある。

清・嚴可均輯『桂海虞衡志佚文』（未刻）

清・王仁俊輯『桂海虞衡志佚文』（抄本未刻）

清・周星詒校『桂海虞衡志』（同治四年1865）（北京図書館蔵）

今・徐 甫「范成大佚文的輯集與繁年」（『文學遺產增刊』11、中華書局1962年）

今・湛 之『楊萬里范成大研究資料彙編』附録「范成大佚文篇目」

（中華書局1964年）

今・小川博「范成大『桂海虞衡志』の志蠻篇について」

（『中國大陸古文化研究』9・10、1980年）

今・孔凡礼『范成大佚著輯存』（中華書局1983年）

今・齊治平『桂海虞衡志校補』（廣西民族出版社1984年）……………【《校補》】

今・嚴 沛『桂海虞衡志校注』（廣西人民出版社1986年3月）……………【《校注》】

今・胡起望『桂海虞衡志輯佚校注』（四川民族出版社1986年9月）…【《輯佚》】

今・孔凡礼『范成大筆記六種（桂海虞衡志）』（中華書局2002年）…【《點校》】

嚴可均輯佚本一卷は「稿未刻而散失」、王仁俊輯佚文本一卷も「稿亦未

刻」⁽⁵⁾。後者は嚴沛《校注》(p 146)で抄本が利用されているが、その内容は『文献通考』の「四裔考」に拠るもので、「志蠻」篇に限られている。つまり『四庫全書總目提要』の指摘を実践したものである。周星詒校抄本は孔凡礼《点校》(p 174)附録「周星詒題跋一則」によれば「卷首」に「以吳琯・鮑廷博二本校」とあるというから『古今逸史』・『知不齋叢書』によって校勘したもの。湛之「佚文篇目」・徐甫「輯集與繁年」・孔凡礼『佚著輯存』は『虞衡志』に関する輯佚はない。そこで本稿での輯佚・校勘では齊治平《校補》・嚴沛《校注》・胡起望《輯佚》・孔凡礼《点校》の四種を参考にする。

次に上掲書四種が輯佚・校勘で主に用いている資料および本稿で用いる資料を掲げれば次の表「『桂海虞衡志』輯佚・校勘資料」のようになる。

『虞衡志』は明・清の叢書類に多く集められており、今それらをゴチックで示した。これらは《校注》が「今本」、《輯佚》が「今通行本」、《点校》が「通行本」とよんでいるものであり、本稿でも「通行本」と総称することにする。その中で『百川學海』本について《校注》(p 204)は「景印宋本」というが、宋・左主『百川學海』の宋本には収められていないから⁽⁶⁾、『説郛』に拠る明・闕名氏重輯本の誤りであろう。『秘書廿一種』本は『古今逸史』本による重編。

《校注》が使用している『説庫』本は、最も早く断句を示している点では貴重であるが、誤りが多く、また明清の叢書本から収録したものであってテキストとしてはあまり価値がない。そこで本稿では通行本『虞衡志』としてはこれらを除く八種（表中「略称」にゴチックで示す）を用いる。

『虞衡志』の輯佚は清以来ほぼ全般に及んでいるが、「四庫全書提要」が指摘しているように「志蠻」篇に最も多く、次いで「志香」篇・「志草木」篇などにも見られるが、「志巖洞」篇については若干の校勘は行われているものの、輯佚は現在までほとんどなされていないといってよい。しかし「志巖洞」の記載も極めて簡単であって相当の佚文があることは容易に想像される。また、

「志巖洞」は『虞衡志』の第一巻第一篇に置かれていることが示すように、そして他の篇と比べて最も長い「序」三六〇字が書かれていることが示すよう⁽⁷⁾に⁽⁷⁾、『虞衡志』の中で最も重要な部分であって作者が最も力を入れた部分で

(5)張劍霞『范成大研究』(台湾学生書局1985年、p 92)に昌瑞卿(彼得)『説郛考』(文史哲出版社)下篇「書目考」(卷51)「桂海虞衡志」条に見えるという。

(6)中国書籍影印『海王邨古籍叢刊・百川學海』(1990年)に拠る。

(7)「志酒」篇の「序」が次ぎに長くて約一〇〇字、他は數十字。『虞衡志』の「序」に至つても約三四〇字。

あるといってよい。本稿で「志巖洞」を扱う所以である。

『桂海虞衡志』輯佚・校勘資料

輯佚・校勘資料		校補	校注	輯佚	点校
編著者『書名』(年代)	略称				
宋・周去非『嶺外代答』(淳熙五年1178)	『代答』				
宋・王象之『輿地紀勝』(嘉定十四年1221)	『紀勝』				
宋・祝 穆『方輿勝覽』(嘉熙三年1259)	『勝覽』				
宋・黃 震『黃氏日鈔』(至元間) 67		○	○	○	
元・胡三省『新註資治通鑑』(至元二年1285)		○			
元・馬端臨『文獻通考』(延祐六年1319)		○	○	○	
元・陶宗儀『說郛』(涵芬樓鉛印)	『說郛』涵本	○	○	●	
明・勅 撰『永樂大典』(永樂五年1407)	『大典』	○	○	○	
明・李 賢『大明一統志』(天順五年1461)	『明統志』				
明・黃 佐『廣西通志』(嘉靖四年1525)	『〔嘉靖〕通志』				
明・陸 楠『古今說海』(嘉靖二三年1544)	『說海』	○	○	○	
明・張鳴鳳『桂勝』(万曆十七年1589)					
明・李時珍『本草綱目』(万曆十八年1590)		○		○	
明・吳 琦『古今逸史』	『逸史』	○	●	○	
明・陶 珉『說郛』(順治三年1646宛委山堂刊本)	『說郛』宛本	○	○	○	
明・闕 名『百川學海』		○			
清・顧祖禹『讀史方輿紀要』(康熙五年1666)		○			
清・汪士漢『秘書廿一種』(康熙七年1668)		○			
清・汪 森『粵西文載』(康熙四四年1705)	『文載』				
清・汪 森『粵西叢載』(康熙四四年1705)		○			
清・勅 撰『廣群香譜』(康熙四七年1708)		○			
清・勅 撰『古今圖書集成』(雍正四年1726)	『集成』	○			
清・勅 撰『四庫全書』(乾隆四六年1781)	『四庫』		○	○	
清・鮑廷博『知不足齋叢書』(乾隆年間)	『知不』	●	○	○	○
清・謝啓昆『廣西通志』(嘉慶五年1800)	『〔嘉慶〕通志』				
日・和刻本『桂海虞衡志』(文化九年1812)	『和刻』				
清・曹 溶『學海類編』(道光十一年1831)	『學海』	○			
清・李 元『蟠範』		○			
清・周星詒校抄本(同治四年1865)		○		○	
清・王仁俊『桂海虞衡志佚文』		○			
民国・王文濡『說庫』(民国四年1915)		○			

●=底本、○=輯佚、○=參校本

そもそも「志巖洞」は他の篇と異なり、桂林特有の巖洞、いわば自然地理・景勝を扱ったものである。そこで輯佚・校勘に当たって本稿が注目したのが自然・景勝について詳しい『輿地紀勝』・『方輿勝覽』および『桂勝』・『粵西文載』である。これらは従来の輯佚・校勘ではあまり利用されていないが、後二書は主に輯佚の上で極めて重要であり、後二書は校勘の上で一定の価値を有する。具体的にいえば、『輿地紀勝』103「靜江府」の「景物」門・「古跡」門（以下、『紀勝』）および『方輿勝覽』34「靜江府」の「山川」門（以下、『勝覽』）の記載がそうであり、それには『虞衡志』からの引用であることは明示されていないが、通行本『虞衡志』とほとんど同じ文があり、また『虞衡志』後約半世紀しか経ていないという成立年代の関係から見ても『虞衡志』に拠った可能性が極めて高いことは容易に想像される。とりわけ『勝覽』の記載は長文に及んでおり、かつ宋本が現存する点において重要である。後二書は明・清の撰であるが、いずれも桂林の景勝を中心としたものであり、当時当地に存在した資料によって書かれている。『桂勝』の著者は桂林出身の人であり、桂林の名勝ごとに章節を立てた上で先ず唐・莫休符『桂林風土記』と『桂海虞衡志』の二書名を明示して該当部分を転載しており、云う所の『虞衡志』とは全てその「志巖洞」篇である。『粵西文載』13「志」の「桂林府臨桂縣」（以下、『文載』）も各名勝ごとに『風土記』・『桂勝』・『虞衡志』等、出自を明示している。同卷の冒頭には黄佐「廣西山川志」の「序」があり、それが明・黄佐『〔嘉靖〕廣西通志』12「山川志」の「序」であることから、また同書には『通志』からの引用が多いことから、「桂林府臨桂縣」以下も『通志』からの転載であるように思われるが、実際に対校して見れば全く異なるものであって当時当地桂林に通行の『虞衡志』によるものであると思われる。

次に以下の「輯佚・校勘」で用いる主要なテキストについて説明しておく。

1：祝穆『方輿勝覽』（嘉熙三年1259）……………【『勝覽』】

（A）宋刻本

祝洙『新編方輿勝覽』……………【宋本】

『宋本方輿勝覽』（上海古籍出版社影印1991年）。祝穆『新編四六必用方輿勝覽』⁽⁸⁾原刻本（嘉熙三年1259）の祝洙による増補重訂本（咸淳三年1267）。

（B）清抄本

(8)佚、清・楊守敬『日本訪書志』に見える。

『四庫全書』所收本（文淵閣本） 【四庫本】

孔氏嶽雪樓抄本『方輿勝覽』（中文出版社影印1982年） 【嶽雪本】

孔廣陶（1832–1890）、南海の人、字は鴻昌、号は嶽雪樓・三十有三萬卷樓。

(C) 点校本

施和金点校『方輿勝覽』（中華書局2003年） 【点校本】

点校本が用いたものには、この他に北京図書館蔵の祝洙『新編方輿勝覽』の初刻本、上海図書館に藏する補刻本、また上海図書館蔵本の翻刻本である元刻本三種、清抄本で崑山徐乾學傳是樓本（北京図書館蔵）・江陰繆庭桂震无咎齋本（上海図書館蔵）があり、それらには

北京図書館蔵初刻本=『四庫全書』所收本・學傳是樓本（北京図書館蔵）

上海図書館蔵補刻本=嶽雪樓本・震无咎齋本（上海図書館蔵）

という関係が認められるという。ただし点校本自体は初刻本に闕頁があるために補刻本を底本としている。

2：王象之『輿地紀勝』（嘉定十四年1221） 【『紀勝』】

李勇先校点『輿地紀勝』（四川大学出版社2005年） 【点校本】

懼盈齋本（道光二九年1849）を底本とし、清抄本（北京図書館蔵）・粵雅堂本（咸豐五年1855）を参校本とする。いずれも本来は清初の影宋抄本に拠るもの。

3：周去非『嶺外代答』（淳熙五年1178） 【『代答』】

楊武泉校注『嶺外代答校注』（中華書局1999年） 【校注本】

校注本は『知不足齋叢書』本を底本とし、『四庫全書』本・『筆記小説大觀』本を参校本とする。周去非は経略安撫使范成大の部下であり、『代答』は『虞衡志』（恐らく抄本）を得てそれにならって撰したもの。「自序」に見える。

4：張鳴鳳『桂勝』（万曆十七年1589） 【『桂勝』】

齊治平等校点『桂勝・桂故校點』（広西人民出版社1988年）

校点本は『古學匯刊』本（民國元年1912年）を底本とし、何太庚刻本（万曆一八年1590）を参校本とする。『古學匯刊』の「書目提要」に「蓋爲明人手書原本」という抄本であるのを信じてこれを底本としたのであるが、実は明刻本以上に誤字脱字が多く⁽⁹⁾、明刻本を底本とすべきであつ

(9) 詳しくは拙論「唐・元晦の詩文の拾遺と復元—桂林石刻による『全唐文』・『全唐詩』の補正および明・張鳴鳳『桂勝』について—」（『島大言語文化』17、2004年）。

た。

- 5：清・汪森『粵西文載』（康熙四四年1705）……………【『文載』】
黄盛陸等校点『粵西文載校點』（廣西人民出版社1990年）
梅雪堂刻本（康熙四四年1705）を底本とし、『四庫全書』本を参考本とする。

以下の「輯佚・校勘」では【】の略称を用いる。

II 『桂海虞衡志』と『輿地紀勝』・『方輿勝覽』の関係

本稿が『虞衡志』第1篇「志巖洞」の復元に当って第一資料として最も注目するのが『勝覽』と『紀勝』である。中でも『勝覽』は『虞衡志』の約70年後に編纂されており、しかも宋本が現存する。『勝覽』は多くの条に、たとえば「『山海經』云」・「『寰宇記』云」等の語があるように、条ごとに先ずその出自を示すのが例であり、34「靜江府」の「山川」門の最初の条「桂山」に「范至能『虞衡志序』：“余嘗評……”」とあるから、『虞衡志』を用いていることは明らかであるが、「山」の条では「隱山：『寰宇記』云：……」、「陽朔山：宋咸詩：……」というにも関わらず、その下に続く「巖」・「洞」の条については全く出自が示されていない。また、通行本『虞衡志』諸本では条の編成は一致しているが、『勝覽』では全く順序が異なり、さらに「山」・「江」等の条を含んでいる。そのために『虞衡志』1「志巖洞」篇とは何の関係もなく、あるいは『勝覽』の呂午「序」に「經史子集・稗官野史・金石刻列・郡志・有可採摭、必晝夜抄錄無倦色」、自「序」に「所至輒借圖經、積十餘年、方輿風物收拾略盡」と述べていることから、當時見られた方志からの転載・引用で構成されているように思われる。しかし、じつは『勝覽』34「靜江府」の「山川」門の「巖」・「洞」の条に限っていえば、原書『虞衡志』の佚文を多く含むことは明らかである。まず、そのように断言できる根拠を簡単に示す。個々の例について詳しくは以下の「輯佚・校勘」に譲る。

『虞衡志』からの引用であることの根拠

1：「余」字の存在

『勝覽』34「靜江府」の「山川」門の文中に一人称「余」が数ヶ所あり、その一部は通行本『虞衡志』1「志巖洞」篇と同一の文中に見えるが、また一部は通行本『虞衡志』には無い文中に見えており、それは『勝覽』の編者を指すものではない。「余」とは当然ながら『勝覽』以前の人であって『勝覽』が用

いた資料の作者であるが、その内容から見て、范成大以外ではあり得ない。たとえば「栖霞洞」条の「余於洞口作亭、以“碧虛”榜之。……」は『勝覽』に見えて通行本『虞衡志』には見えないが、范成大の題榜「碧虛亭」および「碧虛亭銘」は栖霞洞口に刻されて現存する。したがって『勝覽』のこの部分にいう「余」とは『虞衡志』の作者范成大であり、それを含む前後の文は原書『虞衡志』の佚文であると判断してよい。同様に、通行本『虞衡志』の「隱山六洞」条の文はそのほとんどが『勝覽』に見えるが、『勝覽』にはさらに「余名其最巧一峰曰“沉香”、……」があり、『[嘉靖]通志』12「隱山」条に「經略范成大復以洞旁之奇石命曰“沉香”」という。このことからも、この「余」も范成大であることは明らかである。このように『勝覽』の文のみに見える「余」が范成大であることによって『勝覽』が『虞衡志』を使っていること、「余」の前後が佚文であることが証明できる。

先ずこの一人称「余」字の存在が『虞衡志』の佚文であることを示す決定的な証拠であるが、更にこのことは『勝覽』が『虞衡志』を用いていることの証拠として「余」を含まない部分においても『虞衡志』の佚文があることを容易に想像させる。

2：前後の共通部分と文意の完結性

「余」を含まない部分においても『勝覽』が『虞衡志』を用いていることは証明可能である。通行本『虞衡志』には単に所在地を示すだけに過ぎないという記載内容上不自然な条や文意不通の箇所がある。この例は極めて多く、かつ長文の引用を要するために詳しくは以下の「輯佚・校勘」に譲るが、たとえば通行本『虞衡志』の「佛子巖」条に「山腰有上中下三洞、最廣。中洞明敞、高百許丈。上洞差小」とある。これでは何が「最廣」であるのか不明であり、直後に「中洞」・「上洞」の説明があることから「下洞」について謂うものであろうという推測は可能である。いっぽう『勝覽』では同条を「山腰有上中下三洞。下洞最廣、如橫大艘。入洞、秉燭行、亦有石液融結爲人物。轉一再曲、道窄不可進。中洞明敞、高百許丈。上洞差小」に作っており、通行本との共通部分と『勝覽』のみに見られる単独部分（点線で示した部分）が混在している。「下洞」は単独部分であるが、その前後の文は共通部分であり、「下洞」が「最廣」の前にあることによって文意は完結する。つまり「下洞」は明らかに佚文である。また、同じく前後の共通部分の中に「如橫……不可進」という長文の単独部分があるが、その内容は情況を描いて頗る具体的であり、またこの文がそこにあ

ることは文脈上極めて自然である。このような文は『勝覽』の編者あるいは『虞衡志』以後で『勝覽』以前の人の能く創作して挿入する所ではなく、必ずその前後の文と同一の作者の手によるものである。つまり『虞衡志』の佚文である。

同時に、この例によって通行本と原書の関係を窺うこともできる。通行本に見えない部分は「如横大艘」・「石液融結爲人物」というように、洞内の情況を比喩等を用いて仔細に描写した部分であり、逆に共通部分は存在地・存在数・規模等の記述である。そこで通行本は原書のいわば客観的な記述部分を残し、主観的な描写部分を刪削していると推測される。

3：各条に見られる共通性

通行本『虞衡志』1「志巖洞」篇の条は約二〇あるが、その文はいずれも『勝覽』34「靜江府」の「山川」門の「巖」・「洞」に関する条に含まれている。つまり一部が偶然に共通しているのではない。いずれの条においても共通部分をもち、しかも各条目および記載の共通部分における内容・語彙・表現はほとんど同一である。言い換えれば通行本は『勝覽』に含まれている。そこで、『勝覽』の「巖」・「洞」条は原書『虞衡志』の「志巖洞」を基本資料としていると推測される。

4：他の条に及ぶ関連と文意の完結性

同様のこととは『紀勝』についてもいえる。『紀勝』の引用は往々にして短いが、通行本には無い文が他の条と密接な関係をもっている例も見られる。たとえば通行本に「水月洞：在宜山之麓。其半枕江、天然剣刻作大洞門、透徹山背」とあり、『紀勝』には「水月洞：濱江而洞者三、水月洞最善。在宜山之麓。其半浸江、天然剣刻作大洞門、透徹山背」とある。通行本に見えない単独部分(点線で示した)「濱江而洞者三、水月洞最善」は無くとも文意は通じるが、じつは「三」は他の条と密接な関係がある。「伏波巖」条に「在灘江濱」、「雉巖」条に「亦江濱獨山」とあり、この三つを指して「濱江而洞者三」といっているのである。このような複数の条に跨る関連記載も後人の能く創作して挿入する所ではなく、『虞衡志』の原書にあったものと判断してよい。この例によっても通行本『虞衡志』は原書『虞衡志』の冗長な部分を刪削したものであることが推察される。その他、「白龍洞」条と「栖霞洞」条の「玉鱗雪華」、「疊綵巖」条と「栖霞洞」条の「仙聖宴坐之龕」等、複数の条に跨って類似の形狀に対する同一あるいは類似の表現が見られるのもそれらが同一作者であるとの根拠

として考えてよい。

『虞衡志』の編次と『勝覽』による改編

『勝覽』34「靜江府」の「山川」門と『虞衡志』1「志巖洞」篇が深い関係にあることはその構成上からも見て取れる。『勝覽』と通行本『虞衡志』は条の編次が全く異なっているが、それには理由がある。先ず、『紀勝』103「靜江府」の「景物下」を加えた三書の条の編次を示す表を掲げて比較したい。

図のように三書の各条の順次は全く一致しないが、注目すべきは『勝覽』には通行本『虞衡志』の中で「立魚峯」条を除く「巖・洞」の計18条がすべて含まれている、つまり全条が一致するということである。逆にいえば『虞衡志』に条の無い「巖・洞」については記載がない。いっぽう『紀勝』は13条しか共通せず、また『虞衡志』に見えない「巖・洞」も記載されている。ただし『紀勝』の宋本は伝わっておらず、今本は清代の影宋抄本によるものであり、また表は「巖」・「洞」に限定して見たのであるが、じつは「獨秀山・雙女峯・七寶山・七星山・百丈山・多靈山・疊綵巖・東清水・東人山・南溪山・北潛洞・南潛洞・龍蟠山・龍隱巖・龍廻山・龍門山・龍頭山・虎踞山・鳳巢山・馬溪水・羊頭山・魚立峯・魚鱗山・臥龍巖・駁鹿山・思鶯山・羚羊山・鳳凰山・駱駝山・駱駝水・白龍洞・白鶴山・白玉山・白石水・白面山・翠眉峯・黃源水・丹崖峯・繡山洞・金泉山・金寶山・銀江水・珠明洞・寶子山・石銀山・砂羅嶺・書筒山・屏風巖・彈丸山・樹石屏・華蓋洞・卓筆峯・天村山・雲翁峯・登雲山・清暑巖・凌霄峯・棲霞洞・元風洞・水月洞・冷石山・浮石山・越石嶺・越城嶺・陽海山・靈巖山……隱山六洞」（以上は「景物」門）とあり、『紀勝』には『虞衡志』・『勝覽』に無い多くのものが雑然と集められていることがわかる。厳密にいえば一定の方針はあるようであり、山・峰・嶺・巖・洞・水等には区別されていないが、「龍～」・「白～」・「七～」・「金～」というように共通する語頭によって集めるという方針は見受けられる。これに対して『勝覽』では『虞衡志』と全く同じ条目が、しかもほぼ一ヶ所にまとめて収められており、この一致からも両書の深い関係が窺える。つまり『勝覽』は『虞衡志』を資料としていることが容易に想像される。他の資料を使っておれば、このような一致は先ず生じ得ない。

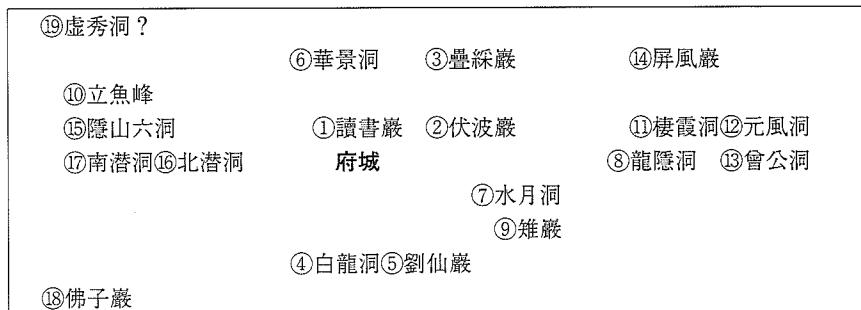
では、かりに『勝覽』が『虞衡志』を使っていたならば、なぜ条の編次がこれほどまでに異なるのか。じつはこれも『勝覽』が『虞衡志』を使ったことを示しているのである。確かに『虞衡志』が「巖」・「洞」を雑然と配しているの

『虞衡志』・『紀勝』・『勝覽』三書条目対照表

『方輿勝覽』 「静江府・山川」	『桂海虞衡志』 「志巖洞」	『輿地紀勝』 「静江府・景物下・古跡」
桂 山		疊綵巖
堯 山	
舜 山		北潛洞
隱 山		南潛洞
灘 山	
陽朔山		龍隱巖
南溪山	小 序	魚立峯
靈巖山	讀書巖
龍隱巖	伏波巖	臥龍巖
雉 巍	疊綵巖
劉仙巖	白龍洞	白龍洞
佛子巖	劉仙巖？
疊綵巖	華景洞？	白鶴洞
屏風巖	水月洞	繡山洞
讀書巖	龍隱洞巖
伏波巖	雉 巍？	珠明洞
五 嶺	? 立魚峯	屏風巖
白龍洞	棲霞洞
棲霞洞	元風洞	華蓋洞
水月洞	曾公洞
元風洞	屏風巖	清暑巖
曾公洞	隱山六洞
南潛洞	北潛洞	棲霞洞
北潛洞	南潛洞	元風洞
虛秀洞	佛子巖？	水月洞
華景洞	虛秀洞？
桂 江		隱山六洞
荔 江	
陽 江		伏波巖
灘 水		曾公洞
癸 水	
西 湖		讀書巖
訾家州		

に対して『勝覽』は「山」の後に「巖」・「洞」に整然と分類している。一見すれば『虞衡志』1「志巖洞」の編次には方針が無いように見える。しかしじつは『虞衡志』には別の方針があり、それは距離であった。「志巖洞」の編次が府城を中心にしてほぼ近いものから遠いものへ向かう順で配したものであることは、現地を知る者には一目瞭然である。今、簡単にその相対的な位置関係を図示すれば次のようになる。

『虞衡志』1「志巖洞」の位置関係図



この中で「立魚峯」と「雉巖」・「龍隱洞」の編次については問題がある。後述するように「立魚峯」は篇名である「巖洞」に属さず、条としては無かったと思われる。また通行本で「立魚峯」条の前に編次されている「雉巖」と「龍隱洞」は順序が入れ替わっているように思われる。「虛秀洞」は正確な位置は未詳であるが、西の郊外にあったことは明らかであり、今の清秀巖ではなかろうか。詳しくは後述する。

図でも理解されるように、距離を意識した編次になっていることは明らかである。そのために「～巖」・「～洞」が交錯しているのであって、『勝覽』とは全く別の明確な方針のもとに編次されていた。『勝覽』は『虞衡志』の距離別編次を知らなかっただるために、「巖」・「洞」という内容分類による編次に換えてしまったのである。厳密にいえば、『勝覽』は「靜江府」卷に限らず、「山川」門を「山・峯・巖・嶺・洞・江・水」という分類による編次とすることをすでに書全体の方針として立てており、それに合わせて「志巖洞」の各条を「巖」と「洞」に分けて改編したのである。

「立魚峯」条をめぐる問題

通行本『虞衡志』1「志巖洞」の距離別編次にあって例外であるのが「立魚峯」条である。《校注》は「立魚峰」の他に「獨秀峰」を条として別に立てる。それは周去非『嶺外代答』1「桂林巖洞」が『虞衡志』1「志巖洞」とよく似た内容であってその末に「巖穴有名可紀者三十餘所、今述于後：巖則曰讀書、曰疊綵、曰伏波、曰龍隱、曰劉仙、曰屏風、曰佛子、曰雉巖；洞則曰白龍、曰華景、曰水月、曰龍隱、曰棲霞、曰元風、曰曾公、曰南潛、曰北潛、曰隱山六洞、曰虛秀、曰石乳；峯則曰立魚、曰獨秀。其他不可枚數矣」とい、「立魚」・「獨秀」が「峯」として「巖」・「洞」と区別して挙げられていること、そして現に通行本『虞衡志』では「立魚峯」が条として立てられていることによる。しかし、これには多くの疑問がある。1) まず、通行本『虞衡志』は、『四庫』が篇名を「志山」に作るのを除いて、すべて「志巖洞」に作っており、実際に『四庫』を含む通行本は「立魚峯」条を除くすべての条を「～巖」・「～洞」に作っている。2) 先に考証したように『勝覽』は『虞衡志』を資料として改編したものと思われるが、「立魚峯」条を除く他の条はすべて『勝覽』に見える。つまり「立魚峯」条のみが無い。3) 『虞衡志』の条立てには法則があり、府治に近いものから遠いものへという地理的な距離の順で書かれているが、通行本の「立魚峯」条は「雉巖」条と「棲霞洞」条の間にあって方位・距離ともに全く異なり、この二条の間にあるべきではない。つまり本来は別の所にあったことが考えられる。4) 独秀峰についていえば、『虞衡志』にいうように「桂主山」であり、『代答』の他に『風土記』・『寰宇記』・『紀勝』でも条として立てられているが、通行本『虞衡志』および原書『虞衡志』に拠ると推測される『勝覽』では現に「讀書巖」条の中にある。5) 七星山は、『代答』には挙げられていないが、『紀勝』に「七星山」条があるように、有名な山であり、通行本『虞衡志』では「棲霞巖」条の中にある。かつ、「棲霞巖」条中の七星山の説明の長さ(16字)は通行本『虞衡志』の「獨秀峯」(17字)・「立魚峯」(22字あるいは13字)とほぼ同じであり、かりに「峯」の類が条として立てられていたならば、「七星山」も別に条としてあってよい。しかし実際には「棲霞洞」条の中にある。6) かりに「獨秀峯」・「立魚峯」の条があったならば、通行本でのその説明部分はいずれも他の条と比べてかなり短い。条を立てて説明する以上は一定の長さと内容が必要であろう。7) 通行本の「立魚峰」条22字中の後半は「餘峯甚多、皆蒼石刻峭」9字であって立魚峰を説明する内容ではない。

8) 通行本の「獨秀峯」の説明は「讀書巖」条の中にあって文脈に問題はなく、「立魚峯」は通行本では条になっているが、それがうまく収まる条がある。詳しくは本論中で考証するが、その条はそのまま「隱山六洞」条の「西湖之外」の下に置けば、文脈上まったく問題ない。

以上の理由によって「立魚峯」だけでなく、「獨秀峯」も「志巖洞」篇中に独立した条としてあったのではないと結論せざるを得ない。しかし『代答』1の「桂林巖洞」は確かに『虞衡志』1の「志巖洞」と極めてよく似た内容であり、『虞衡志』を意識していることは明らかである。ではなぜ『代答』に二「峯」が採られているのか。残念ながらそれを合理的に説明することは今のところ出来ない。『代答』は別に「靈巖」条を立てており、詳しくは本論で述べるが、范成大が靈巖を訪れていないために、その景勝を知らないとして補足している。この例を見れば、『代答』は先行して書かれた上司范成大の『虞衡志』に拠りつつも、一部独自の見解を持っていたと、現段階では考えておくしかない。

III 『桂海虞衡志』第1篇「志巖洞」の輯佚・校勘

先ず佚文を含む原文を掲げた上で校勘を加える。原文については、先に挙げた通行本『虞衡志』八種に見えない文、したがって佚文の可能性が高いと思われるものは〔ゴチック〕で、通行本『虞衡志』と共に通する部分は下線で、異文は〔 〕・〔ゴチック〕で、通行本『虞衡志』のみに見えるものは〔 〕示した。ただし、文意に大きな変化がない、あるいは諸本の関係を知る上で重要ではない異文あるいは異体字はこれを省略した。校勘記および考証・注釈の類は●印で示す。本稿は輯佚・校勘によって原書の復元を企図するものであって注釈は《輯佚》・《校注》・《点校》等に譲るが、なお補足・訂正すべきものがある場合にはこれを示した。

志巖洞

- 「志巖洞」 = 《校補》・《輯佚》・《校注》・《点校》はいずれも「志巖洞」に作って校勘しないが、その他に「巖洞志」・「志山」に作るものがある。通行本『虞衡志』の多くには卷首に「桂海虞衡志目録」があり、『説海』・『逸史』・『學海』・『和刻』等多くが篇目・「目録」とともに「志巖洞」に作るが、『説郛』宛本は篇目で「桂海巖洞志」、「目録」では「志巖洞」に作る。『知不』には「目

録」無し、篇目に「志巖洞」。『四庫』にも「目録」無し、しかし篇目では「志山」に作る。『四庫』の底本が他と系統を異にするものであることが窺える。早くは南宋・黃震（1213-1280）『黃氏日抄』67「讀范石湖文」の「桂林〔海〕虞衡志」が「志山」に作る。『黃氏日抄』は読書札記であり、その「讀范石湖文」も原文を全て抄録するのではなくて節録あるいは概要を記したものであるが、南宋本に拠っている点において、また量が多いことにおいて極めて貴重である。ちなみに「桂林〔海〕虞衡志」では「志山」1条・「志金石」10条・「志香」13条・「志酒」1条・「志器」1条・「志禽」1条・「志獸」2条・「志蟲魚」9条・「志花」5条・「志果」11条・「志草木」13条・「雜志」18条・「志蠻」7条を録しており、先人もこれに拠って多く輯佚あるいは校勘している。その中の「志山」が通行本の「志巖洞」に当たるが、内容は「志巖洞」の冒頭に掲げる小序を要約したものであり、各条文は全て省かれている。各条は通行本『虞衡志』では「立魚峯」条を例外として、いずれも「～巖」・「～洞」の条であり、また『代答』に「桂林巖洞」と題する条があり、その内容は『虞衡志』の「志巖洞」の引用に近い要約である。原書の篇名は「志巖洞」であったと認めざるを得ない。『黃氏日抄』が「志山」に作るのは、「志巖洞」小序が「桂山」で始まって全国の名山名峰についての論が展開されているために、この印象が強かったからではなかろうか。現に『黃氏日抄』が「『志山』謂」で始めて要約している所は2/3が山峰の議論である。

余嘗評桂山之奇〔秀〕、宜爲天下第一。〔士大夫落南者少、往往不知、而聞者亦不能言。余生東吳、而北撫幽・薊、南宅交・廣、西使岷・峨之下、三方皆走萬里、所至無不登覽。〕太行・常山・衡嶽・廬阜、皆崇高雄厚。雖有諸峯之名、政爾魁然、〔然〕大山〔峯云者、蓋強名之。〕其最號奇秀、莫如池之九華・歙之黃山・括之仙都・溫之雁蕩・夔之巫峽、此天下同稱之者、然皆數峯而止〔爾〕、又〔在荒絕僻遠之瀕、非凡杖間可得。且所以能拔乎其萃者、必〕因重岡複嶺之勢、盤〔亘〕而起、〔其發也有自來。〕桂之千峯、皆旁無延緣、悉自平地崛然特立、玉筍・瑤簪森列無際。〔其怪且多如此。〕誠〔當〕爲天下第一。韓退之詩〔云：“水作青羅帶、山如碧玉簾”〕；柳子厚〔訾家洲記〕〔云：“桂州多靈山、發地峭堅、林立四野”〕；黃魯直詩〔云：“桂嶺環城如雁蕩、平地蒼玉忽嵯峨”。觀三子語意〕、則桂山之奇、〔固〕在目中〔矣〕、〔不

待余言之贅。頃嘗圖其眞形、寄吳中故人、蓋無深信者、此未易以口舌爭也。山皆中空、故峯下多佳巖洞。有名可紀者三十餘所、皆去城不過七八里、近者二三里、一日可以徧至。今推其尤者記其略。]

以上を便宜上「小序」とよび、書頭の「序」（自序）と区別しておく。『勝覽』の「桂山」条に「范至能『虞衡志序』」として小序の一部、通行本の約半分を引く。ただし後半の韓愈・柳宗元・黃庭堅の詩文の引用はすべて略されている。佚文らしきものはほとんど無い。●「余嘗評」 = 『説郛』涵本は「余」を「予」に作る。以下、同様。通用するが、一人称としては范成大は『虞衡志』の他の条で、また『駿鸞錄』・『吳船錄』等でも「余」を用いる。●「桂山之奇」 = 『勝覽』は通行本『虞衡志』が作る「奇」を「秀」に作る。「紀勝」は「風俗形勝」門に「范成大『虞衡志』」として冒頭の二句を引き、「奇」に作る。『代答』の「桂林巖洞」も「志巖洞」を引いて「石湖嘗評桂山之奇、宜爲天下第一」。小序の後半にも「桂山之奇、固在目中矣」とあり、『勝覽』はここでは「奇」。また、「志巖洞」篇の後半にも「乳洞最奇」、「陽朔……五洞、皆奇」といい、范成大の評する所は「奇」で一貫している。●「政爾魁然」 = 『説郛』涵本は「政」を「正」に作る。通用するが、「栖霞洞」条でも「政爾」を用いる。《校注》は「『圖書集成・職方典』卷一四〇四・桂林府部引范成大『桂海洞壑志序』作“徒爾魁然”、“徒”字非」というが、『古今圖書集成』（以下、『集成』と略称す）は「方輿彙編・山川典」卷193「桂林山部」では「桂海巖洞志序」に作って全文を載せており、こちらは通行本と同じ。●「廬阜」 = 『勝覽』嶽雪本は「阜」を「牟」に作る。形近の訛。●「[然] 大山峯云者」 = 『學海』のみに「然」字あり。「雖有諸峯之名、政爾魁然、[然] 大山峯云者、蓋強名之」という文脈では、無くとも通じるが、あれば「雖」を承けている部分が明確になる。《校補》・《輯佚》・《点校》は「雖有諸峯之名、政爾魁然大山、峯云者」と断句するが、少なくともこのような誤断は避けられよう。「然然」と重なるために衍字と見なされて削除されたのではなかろうか。●「止爾」 = 『知不』は「爾」を「耳」に作る。同音にして通用するが范成大は助詞では多く「爾」を用いる。●「同稱之者」 = 『四庫』および『勝覽』は「稱」を「珍」に作る。異体字「称」の抄写による形近の訛であろう。●「荒絕僻遠」 = 『説郛』涵本のみ「荒遠僻絕」に作る。『黃氏日抄』にも引くが他の通行本『虞衡志』と同じ。●「桂之千峯」 = 『和刻』は「千」を「于」に作る。形近の訛。●「玉筍・瑤簾」 = 『四庫』・『勝覽』は「筍」を「笋」に作る。異体字。『勝覽』は「簾」を

「簪」を作る。異体字。『黄氏日抄』も「筍」・「參」。●「韓退之」 = 『勝覽』は字を名「愈」に改め、引用の詩を略す。●「柳子厚」 = 『勝覽』は字を名「宗元」に改め、引用の文を略す。●「發地峭堅」 = 『説郛』涵本は「堅」を「壁」に作る。形近の訛。『四庫』・『知不』は「堅」に作る。異体字。●「黃魯直」 = 『勝覽』は先の二例と同じく引用の詩を略すが、字を名「庭堅」に改めず。●「平地」 = 『知不』のみ「地」を「池」に作る。形近の訛。●「頃嘗圖其眞形」 = 范成大に「畫工李友直爲余作『冰天』・『桂海』二圖、『冰天』畫使北虜渡黃河時、『桂海』畫游佛子巖道中也。戲題」と題する詩あり。ここに云う「圖」は必ずしも佛子巖に遊ぶ道中を描いた「桂海」を指すのではなかろうが、范成大は確かに桂林を描かせている。「志巖洞」に「佛子巖」条あり。●「多佳巖洞」 = 『黄氏日抄』は「山皆中空、故峰下又多生岩洞」として「佳」を「生」に作る。形近の訛。また『代答』の「桂林巖洞」条に「山皆中空、故峯下多佳巖洞」に作る。これも『虞衡志』からの引用。●「有名可紀者三十餘所」 = 《校注》(p 126) が「范成大云“有名可紀者三十餘所”、『日抄』亦云“公紀其可名者三十餘洞”、而今本『桂海虞衡志』所記僅爲二十五處、此亦宋本『虞衡志』爲明人大量刪削之一佐證」というのは誤り。『黄氏日抄』の「公紀其可名者三十餘洞」は「今本」つまり通行本『虞衡志』の「志巖洞」小序に「多佳巖洞。有名可紀者三十餘所」とあるのを「可名者」・「洞」に誤ったに過ぎない。また、「今推其尤者記其略」というから必ずしも「三十餘」を記したわけではない。なお、『代答』の「桂林巖洞」条では「巖穴有名可紀者三十餘所」というが、「巖穴」は「巖洞」の誤ではなかろうか。

讀書巖：在獨秀峯下。〔峯〕直〔立〕郡治後、爲桂主山、傍無坡阜、突起千丈。〔頂平如蒼石樓。視四野諸峯、獨爲雄尊、故以命名。〕峯趾石屋有便房・石榻・石牖、如環堵之室。顏延年守郡時、讀書其中。

『勝覽』に通行本『虞衡志』の同文が見える。『永樂大典』(以下、『大典』と略称す) 9765 「巖」の「讀書巖」条(10a) の「『桂林府志』：讀書巖在廣西桂林府陽朔縣西十五里寨山之東、傳云：曹鄴讀書於此」の下にまた「一在本府獨秀峰下」としてほぼ同文を含む長文が見え、『虞衡志』の佚文である可能性が高い。この部分は永樂五年(1407)以前の『桂林府志』からの転載であることも考えられ、そうなれば洪武年間の陳璉『桂林郡志』の可能性が高いが¹⁰、その卷10「山・巖洞附」は佚していて確認できない¹¹。しかしそれを襲用する明・

黄佐『廣西通志』（嘉靖四年1525）（〔嘉靖〕通志と略称）12「山川」の「獨秀山」条に同文は見えない。かりに『府志』にあったとしても『虞衡志』に拠っている可能性がある。『集成』198「方輿彙編・山川典」193「桂林山部彙考」に引く『桂林府志』の「獨秀山」条は〔嘉靖〕通志と同文。また他の条についても『集成』引用の『桂林府志』の記載は〔嘉靖〕通志と全く同じであり、〔嘉靖〕通志が『桂林府志』を襲用した、あるいは同系統であることが分かる。●「峯直立」＝『勝覽』諸本は均しく「峯」・「立」の二字を脱す。『桂勝』・『粵西文載』13「山川志」・『集成』198「方輿彙編山川典」193「桂林山部彙」に引く『虞衡志』も通行本と同じく「直立」を作り、『大典』は「峰直」に作って「立」を阙く。《輯佚》（前言 p 9、本文 p 9）では、通行本『虞衡志』は均しく「在獨秀峯下。直立郡治後」に作るが文意不通として別に「獨秀峯」の条を立てる。しかし『説郛』涵本・『大典』には「直」の前に「峯」字があり、文意は通じるから、「獨秀峯」を条として独立させてよい根拠にはならない。●「爲桂主山」＝『大清（嘉慶重修）一統志』（以下、『清統志』）の「獨秀山」条に「〔寰宇記〕：……。『桂海虞衡志』：爲郡主山、下有洞穴、石壁垂乳、潔白如雪、路通山北、旁廻百餘丈、豁然明朗。劉宋時、太守顏延之嘗於石室中讀書、賦詩云“未若獨秀者、嵯峨郡邑間”、後因名“讀書巖”。「下有洞穴」以下（下線部分）は通行本『虞衡志』に見えない。そうならば長文の佚文ということになる。しかしこれとほぼ同じ文が『太平御覽』49「地部」の「獨秀山」条に『桂林風土記』曰として見える。『清統志』には脱字があり、『虞衡志』の引用は「爲郡主山」四字のみであって、その下に出自をいう「桂林風土記」あるいは「風土記」を脱している。●「突起千丈」＝「千丈」に異文はないが、「千尺」の誤りではなかろうか。これは位数詞による概数表現であるが、実際に照らしてあまりに誇張されている。「伏波巖」条でも「突然而起且千丈」というが、〔嘉靖〕通志は「讀書巖：孤標直聳、約五百餘丈」、「伏波山：……又名巖。拔起千尺」という。實際には独秀峰は平地から66m（海拔216m）、伏波山は63m（海拔213m）。「千尺」（310m）でも相当の誇張であ

(10)陳相因『廣西方志佚書考錄』（広西人民出版社1990年、p 112）は洪武年間の纂修とするが、広西壯族自治区通志館編『廣西方志提要』（広西人民出版社1988年、p 200）は宣德年間とする。

(11)今、宣德年間本を景泰元年（1450）に増補重刻した『桂林郡志』の残巻が現存するが、桂林図書館蔵本は卷10を阙く。

る。あるいはこれは范成大独自の誇張表現法の一種であろうか。ただし他の条では具体的な数値で示すことが多く、かつ比較的実際に近い。●「頂平……命名」 = 『大典』に見える。《輯佚》がいうように「獨秀峯」条が別にあったならば、これはその条の佚文となる。しかし『大典』でこの前後は通行本『虞衡志』と同じであるから、独立した条であったとは考えにくい。また後人が『虞衡志』の文に挿入した可能性も低い。『〔嘉靖〕通志』には命名の由来について「頂平如蒼王〔玉〕、正面端嚴秀整、側視如卓筆、校諸峯獨雄、故名」と見えるが、この前後の文も通行本『虞衡志』や『大典』とかなり異なる。独秀峰の命名については唐・莫休符『桂林風土記』(『風土記』と略称) や北宋・樂史『太平寰宇記』(『寰宇記』と略称)、さらに『桂勝』1 「獨秀山」に引く南宋『靜江府圖〔志〕』¹²の長文の中にも見えない。今、佚文の可能性があるものとして加えておく。●「峯趾石屋」 = 『桂勝』はこの四字を脱す。

伏波巖：在灕江濱。突然而起、且千丈。下有洞、可容二十榻。穿鑿通透、戶牖傍出。有懸石如柱、去地一線不合、俗名“馬伏波試劔石”。
 [前浸江濱]、[石磯瑩潤、如磨蒼玉。] [波浪洶湧、日夜漱齧之。]

通行本『虞衡志』には闕文あり。『勝覽』は通行本の文を含んで長い。前後関係からみて佚文と考えられる。●「伏波巖」 = 《輯佚》は清・謝啓昆『廣西通志』(嘉慶五年1800) (以下、『〔嘉慶〕通志』と略称) 94 「山川略」に「“伏波”應作“洑波”、水回流曰“洑”。是山屹立水濱、灕江至此回旋乃去、故名」とあるのに従って「洑波巖」に改めるが、明らかな誤り。すでにそのように作る版本・抄本は無く、また伏波山に現存する題名石刻は、「知桂州曾布……元豐二年六月初三日、同遊伏波巖」・「建安陳倩……元豐三年十二月二十四日、同遊伏波巖」・「胡宗回……累會伏波東巖、……紹聖三年」・「鄱陽程節……過伏波巖啜茶」・「清原劉錢……過伏波巖避暑……宣和己亥六月」・「蔡憲……會于八桂伏波巖……宣和乙巳」・「晉江呂成之……飲餞于伏波巖。靖康初元」・「潮陽劉昉……治舟伏波巖下、……紹興戊辰」・「淳祐丙午……艤舟伏波巖下」等々、例外なく「伏波巖」に作る。後漢・伏波將軍馬援に由来する命名。唐代あるいはそれ以前から麓に伏波將軍を祀った廟があった。『風土記』に「伏波廟：在郭中、府

¹² 「靜江府」と称していること、『桂勝』(万曆十七年) 以前であることなどから考えて、嘉泰三年(1203) 蔡戡纂修『靜江府圖志』十二卷ではなかろうか。陳相因『廣西方志佚書考錄』(p.111) に見えるが、『桂勝』に引用されていることには言及がない。

之東北二里、是東漢伏波將軍馬援之祠也」、『寰宇記』に「伏波廟：在郭中、府之東北二里、即馬伏波之祠、唐乾符二年（875）勅封靈昭王」、唐・李翹に「准制祭伏波神文」あり。●「在灘江濱」＝『勝覽』に見えるが、通行本『虞衡志』でも『四庫』に同文あり。「志巖洞」篇では各条を「在……」で始めて場所を示すのを例とする。『四庫』と『勝覽』は同じであり、これが原文に近いであろう。『紀勝』には「伏波巖」の条無し。また、同文は『風土記』・『寰宇記』にも見えず。●「馬伏波」＝『四庫』は「馬」を「爲」に作る。形近の訛。●「前浸江濱」＝通行本『虞衡志』に有って『勝覽』には無し。先の「在灘江濱」とほぼ同義であり、この句は逆に『勝覽』に有って『四庫』を除く通行本『虞衡志』に無いから、衍文のようにも思われるが、『四庫』には両句ともにあるから、それに従っておく。●「石磯瑩潤、如磨蒼玉」＝通行本『虞衡志』・『勝覽』に無く、『紀勝』のみに見える。『紀勝』には「有“伏波試劔石”。下洞有、洞前浸江、石磯瑩潤、如磨蒼玉、波浪淘汹湧、日夜漱噬」とあってその前後は通行本『虞衡志』とほぼ同じであるから、原書『虞衡志』からの節録であるにちがいない。原書の記載内容の中で地理・史実等は採られて「如……」等の比喩表現が削除されているわけであるが、それが通行本『虞衡志』の改編方針であったことは以下に見る他の多く例から想像される。●「波浪……漱齧之」＝通行本『虞衡志』に有って『勝覽』に無し。『説郛』涵本・『説海』・『四庫』は「齧」を「噬」に作る。

壘綵巖：在八桂堂後。〔大山屏開壁立、山石層二橫斷、如積疊錦綵。
躡〕支徑登〔山〕、太半有大洞〔門、入洞行十許步、則〕曲轉、穿出
山背、〔北望平遠如畫。前後洞門、皆有蒼石嵌巖、古苔封之、如世所
作仙聖宴坐之龕、遊者徘徊不忍去。前山脚有小洞、幽閨不可窮。昔有
猴怪居之、自有傳記。〕

通行本『虞衡志』の文を含む長文が『勝覽』に見える。これによって通行本で文意不通の箇所が通じるようになることから佚文であると判断される。●「八桂堂」＝伏波山の北、漓江の西岸上に在った。范成大『駿鷺錄』に「（乾道九年1173二月）二十八日、至滑石鋪、……二十三里至靈川縣、……六十里至八桂堂、桂林北城外之別園也。……泊八桂堂十日、三月十日入城、交府事」。『〔嘉靖〕通志』に「八桂堂：舊在揭帝塘上、宋・紹聖五年（1098）龍圖閣鄱陽程公（節）建」、「揭帝塘：在府北少東、八桂堂之下。獨秀峯・伏波巖對峙其側」。

『風土記』の「夾城」条によれば官署のある「子城」の東北に伏波山があり、そこから西に向かって外城の一帯である「夾城」が延びていた。八桂堂は夾城よりも北に在った。なお、『紀勝』103「靜江府」の「景物上」に「八桂」の条があり、「〔虞衡志〕云：桂林以桂名、而地實不產桂、而出於賓・宜二州。今桂林郡治在零陵之始安、非古桂林也。八桂之名本出『仙經』。今灘江上有“八桂堂”、前施（巨）帥嘗植八桂於堂前、後范（成大）帥作『桂頌』。凡木葉心皆一理、獨桂有兩紋、形如圭、製字者意或出此。葉味辛甘、與桂皮無別而加香美」という。「今桂林……『桂頌』」までは通行本に見えない。明・陳璉『桂林郡志』21の「桂」条に引く『虞衡志』にもほぼ同文が見え、『校注』はそれに拠って「多爲今本所缺文句」といって輯佚する。「後范帥作『桂頌』」という文のあるのを見れば、佚文であるかどうか尚検討の余地があるが、早くは『紀勝』に見えており、先ずこれに拠るべきであった。●「後」 = 『學海』は誤って「浚」に作る。形近の訛。『校注』は『學海』を参考本とするが、指摘せず。●「大山……疊錦綵」 = 『勝覽』・『紀勝』に見える。『勝覽』は宋本・清抄本とともに「層二」、四庫本は「層層」に作る。この「二」は数字「二」の小字を右下に記したもので、重疊字「々」と同じ。点校『勝覽』は宋本を底本とするが、「層層」を作り、校語無し。『紀勝』にも「在八桂堂後、山層〔屏〕開壁立、〔山〕石層層横斷、如積疊錦綵」というほぼ同文が見える。もとに『虞衡志』からの引用。●「〔蹠〕支徑登〔山〕」 = 通行本『虞衡志』は「支徑登山」に、『勝覽』は「蹠支徑登」に作るが、いずれも文意不明瞭。『勝覽』は「山」を闕き、『虞衡志』は「蹠」を闕く。「蹠」があることによって文意は明確になる。「支徑」は別れ道。唐・元晦「于越山記」（題擬）に「直渚之北、有虛檻・釣榭。由此三徑、各趨所抵：左指山隈；右向之僧舍、爲寫真堂；北鑿山徑」。「八桂堂」は「直渚之北、有虛檻・釣榭」あたりに在った。●「太半」 = 《輯佚》は「支徑登山大半、有洞曲轉、穿……」と断句して「“大”字諸本原均作“太”字、乃筆誤、今改之」というが、『學海』・『桂勝』・『文載』は「太」を「大」に、他は『勝覽』と同じく「太」に作る。この他、『桂勝』は通行本と同じ。また、『校注』は『集成』が「至半」に作ることを指摘する。『校補』・『点校』は校勘せず。「太」と「大」は早くより通す。「太半」は過半、1/2以上を謂う。疊綵山に現存する唐・元晦「四望山記」（題擬）石刻に「亭之前後、綿絡山腹、皆溪梁・危磴。由西而北、復東、上疊綵右崖。至福庭石門、約三十餘步」。ここでは山の中腹にある「福庭石門」、今日の“風洞”的位置を指す。●「大洞」

=『説郛』宛本・『説海』・『逸史』・『集成』・『知不』・『學海』・『桂勝』・『文載』は「大」を阙く。《校注》は「此洞甚小、僅可通人、『郛』甲本作“有大洞曲轉穿出山背”、與實不符」といって「大」の無いものを探るが、今日でも洞内は中心よりやや奥が狭くなつており、その部分のみが「僅可通人」であつて前後は比較的幅が広く、洞口は約10m×5m、かなり大きい。●「門、入洞行十許歩、則」=『勝覽』に見える。通行本『虞衡志』では文意不通。《校補》が「支徑登山、太半有洞、曲轉穿出山背」、《輯佚》が「支徑登山太半、有洞曲轉、穿出山背」、《校注》が「支徑登山、太半、有洞曲轉穿出山背」、《点校》が「支徑登山、太半有大洞、曲轉、穿出山背」と断句するように四氏四様であるのもそのため。『勝覽』の「有大洞門、入洞行十許歩、則曲轉……」で文意通じ、また実状にも合う。原書の佚文。唐・元晦「疊綵山記」（題擬）はその洞口、向かって左上に刻されており、「大洞門」はそれに「西巖有石門、中有石像、故曰“福庭”」という「石門」であり、また『風土記』の「越亭」条にも「山穴透出北面、因名“北牖洞”」という。●「北望……傳記」=『勝覽』に見える。「如世所作仙聖宴坐之龕」は「栖霞洞」条にいう「有如臺坐、刻削平正、疑仙聖之所」と同様の状態に対する類似の表現。具体的であり、原書の佚文。「前山脚有小洞……昔有猴怪居之」は疊綵巖と于越山の間にあった栖真洞のこと。「猴怪」については『代答』10「桂林猴氏」に詳しい。

白龍洞：在南溪平地、半山中〔如〕龕〔然〕、〔有〕大石屋、〔由屋右壁入洞行〕、盛暑重裘而入、半途有〔小〕石室、〔四壁悉是乳液所凝、玉鱗雪花、燦若寶所。〕

通行本『虞衡志』とほぼ同じ文が『勝覽』・『紀勝』に見える。『虞衡志』・『紀勝』は後半を阙く。●「南溪」=『勝覽』諸本は誤って「溪南」に作る。「南溪」は溪流が城南に在ることに由来する。唐・李渤による命名。南溪山に現存する李渤「南溪詩序」石刻に見える。●「半山如龕然」=通行本『虞衡志』は「……半山中龕有大石屋」を作るが、この前後の断句には諸説があり、《校補》・《輯佚》は「在南溪平地半山中、龕有大石屋」、《校注》は「在南溪平地、半山中龕有大石屋」、《点校》は「在南溪平地半山、中龕有大石屋」とする。今、南溪山は平地から屹立し、洞口は山腹にある。「半山」は次の「劉仙巖」条「出半山間」のそれに同じ。また、文字にも異同があり、『勝覽』は「半山中龕然」を作るが、文意不通。いっぽう『紀勝』は「半山如龕然」に作り、校点本

は「在南溪平地。半山如龕然大石屋」と断句する。『紀勝』には後に『勝覽』と同じ「盛暑重裘而入」の句があることからも『虞衡志』からの引用であると判断される。諸本を対照させれば、

通行本『虞衡志』：在南溪平地半山中龕有大石屋

『勝覽』：在南溪平地半山中龕然大石屋

『紀勝』：在南溪平地半山如龕然大石屋

となって文字数は同じであり、「中」と「如」、「有」と「然」のいずれかが誤字であるように思われるが、いずれも文意を成しがたい。これらの異同から考えれば、本来は「在南溪平地、半山如龕然、有大石屋」ではなかろうか。●「盛暑重裘而入」=通行本『虞衡志』では『四庫』のみに有り、同文が『勝覽』・『紀勝』にも見える。『紀勝』は以下を阙く。前に「入洞行」とあり、ここに「而入、半途有……」というが、後者の「入」は前の「行」と入れ替わったもの、つまり「由屋右壁入洞、盛暑重裘而行、半途有……」ではなかろうか。●「小石室」=『勝覽』は「小」を阙く。《輯佚》は「大石屋」名“丹室”、“小石室”名“夕室”とするが、「丹室」・「夕室」ともに白龍洞内ではなく、白龍洞とは別の小洞である。李渤「南溪詩序」に「山有二洞九室。……玄巖（洞）之上曰“丹室”、白龍（洞）之右曰“夕室”」。今、白龍洞口から左（東）約50mのところに小さな洞口があり、その中の右壁に「夕室」二字の石刻が現存する。●「四壁悉是乳液所凝、玉鱗雪花、燦若寶所」=『勝覽』に見えるが、通行本『虞衡志』諸本では『四庫』のみにあり。ただし『四庫』は「四壁」を「四面」に、「所凝」を「所結」に作る。「栖霞洞」条に「兩壁石液凝沶、玉鱗雪華」という同様の表現が見える。原書の佚文。

劉仙巖：在白龍洞之陽。仙人劉仲遠所居〔也〕。〔磴道險峻、攀援而上。〕石室高寒、出半山間。

通行本『虞衡志』とほぼ同じ文が『勝覽』に見え、その共通部分の間に『勝覽』単独の文がある。『虞衡志』の佚文。●「磴道……而上」=『勝覽』に見える。『紀勝』には「劉仙巖」条無し。劉仙巖の実際を知る者にとって、南溪山にある白龍洞・玄巖洞等と異なる劉仙巖の特徴は正にこの点にあると思われる。缺くべからざる文であり、原書にもあったはずである。●「高寒」=《校注》は『(臨桂) 縣志』の引用で「高廣」に作るとして「亦通」といい、《輯佚》は『[嘉慶] 通志』が「寒」を「廣」に作るのを引いて「據前人各游記、

都無“高寒”之意。如……。言“高寒”則不通、故今改爲“高廣”という。通行本『虞衡志』・『勝覽』で「高廣」に作るものは無いが、『[嘉慶]通志』よりも早い『文載』では「高廣」に作っており、『[嘉慶]通志』との関係を窺わせる。これに限らず両者には共通する例が多い。『[嘉慶]通志』211「藝文略」に『桂海虞衡志』：宋・范成大。『宋史・藝文志』：“三卷”。存」というが、清以来の通説によれば三卷本は明代から佚して伝わらない。また『宋史・藝文志』は「地理類」に「三卷」というが、「傳記類」には「一卷」といい、さらに『直齋書録解題』・『文献通考』等のように「二卷」に作るものもある。『[嘉慶]通志』は「四庫全書提要」の全文を引き、それに「蓋原書本三卷、而此本併爲一本、已刊削其大半、則諸物之或有或無、亦非盡原書之故矣」とあるにも関わらず、孤本ともいるべき三卷本について全く考証的紹介を加えていないのは甚だ不可解である。また、実際に三卷本を有していたのならば通行本とかなり異なっていたはずであるが、他の箇所で『[嘉慶]通志』が引く『虞衡志』には異文や大量の佚文は見られず、基本的に通行本と同じである。『[嘉慶]通志』が三卷本を使っていないことは明らかである。劉仙巖の実状から考えれば「寒」を取りたい。劉仙巖の規模は先の白龍洞・疊綵巖よりも小さい。ただ読書巖よりも横幅はあるが深くではなく、また山南の懸崖に在るが、前には喬木が林立し、また左右から岩が迫っていて夏でも寒々しい。

華景洞：〔在西清・寶積間。〕（？）高廣如十間屋、洞門亦然。

通行本『虞衡志』と『勝覽』は全く同文であり、このことからも『勝覽』は明示していないが『虞衡志』からの引用であることがわかる。●「在西清・寶積間」＝「志巖洞」は条の冒頭で所在地を示すのを例とし、多く「在……」の形を用いるが、今諸本にはそれを示すものがない。前条の巖洞に近い場合はこの限りではないが、華景洞は府治の中心に当たる独秀峰の西北で疊綵山の西に在る宝積山の西北、したがって前条の「劉仙巖」（城南）とは全く異なる位置に在る。闕文の可能性が高い。また、全体わずか十字であって最も短い条であること、それを想像せしめる。ちなみに『[嘉靖]通志』12には「華景洞：在華〔景〕山下、又名華景巖」、『[嘉慶]通志』94には「華景洞：在寶積山北、華景山下」という。また、清・賈敦臨「桂鬱巖洞記」⁽¹³⁾には『虞衡志』と同じ

(13)清・王錫祺『小方壺齋輿地叢鈔』第4帙（472a）。

文が多く見え、それからの抄出であることは明らかであるが、「華景洞」については「在西清（湖）・寶積（山）間。高廣如十間屋、洞門亦然」という。原書『虞衡志』にもこのような一文があってよい。

水月洞：〔濱江而洞者三、水月洞最善。〕在宜山之麓。其半枕〔沈〕
〔浸〕江、天然剗刻作大洞門、透徹山背。頂高數十丈、其形正圓、望
之〔映空明皎、〕端整如大月輪。〔江別派流貫洞中。踞石弄水、如坐捲
篷大橋下。〕

『紀勝』・『勝覽』に通行本『虞衡志』とほぼ同文を含む長文が見える。それらによって通行本の文意は通じ、また他の条との関係も明白になる。佚文と見なしてよい。●「濱江……最善」=通行本『虞衡志』および『勝覽』諸本には見えず、ただ『紀勝』に見える。『紀勝』の後文「如大月輪」までは通行本『虞衡志』と同じであり、さらに「望之」後に「映空明皎」四字がある点は『勝覽』とも同じであるから、原本『虞衡志』に拠った可能性が高い。「濱江而洞者三、水月洞最善」という一文を加えたのはむろん『紀勝』の編者ではないから、当時の方志の類にすでに有ったことも考えられるが、「濱江而洞者三」とは「伏波巖」条の「在灘江濱」と「雉巖」条の「亦江濱獨山」に呼応するものであり、『紀勝』以前に在って一書においてこのような三者を比較した内容を書き得たのは范成大『虞衡志』を措いて他に無い。後に『〔嘉靖〕通志』の「水月洞」条に「『一統志』云：濱江三洞、惟水月最佳」とい、確かに『明統志』83「水月洞」条に見えるが、それに「在府城南二里。濱江三洞、惟水月最佳。洞門透徹、山頂高數十丈、其形正圓、望之映空明皎、儼如月輪」というのは『紀勝』の文に酷似している。『明統志』は『紀勝』に拠っており、『紀勝』は『虞衡志』に拠っている。なお、校点『紀勝』が「水月洞：濱江、而洞者三、水月最善」と断句するのは誤り。「者」は「濱江而洞」四字を承ける。●「宜山」=宋本『勝覽』を含む諸本は皆「宜山」に作るが、《輯佚》は范成大「復水月洞銘」に「灘山之麓」とあるのに拠って「“宜山”顕系後人傳抄翻刻之誤」という。その説を補えば明・王士性『桂海志續』に引く『虞衡志』では「灘山之麓」に作っている。ただし『桂海志續』は条の冒頭に「灘山：據灘江之濱」というから、これを承けて「宜山」を「灘山」に改めた可能性もある。唐・莫休符『桂林風土記』の「灘山」条に「前政元（晦）常侍以其名與昭應“驪山”同音、故遂改爲“儀山”」というように、「灘山」の音が離宮（華清宮）があつ

たことで知られる昭應県“驪山”と同じであったために“儀山”と改められた。これは唐代のことである。しかし宋代に至っても“宜山”が用いられていたことは明らかである。たとえば南宋・方信孺「題雲崖軒」詩に張自明が唱和した詩に「雲崖知在宜山麓、水月傳誇古洞奇」といい、また明代に至っても『[嘉靖]通志』の「水月洞」条に「在宜山之北」という。これも宋代の資料を使った可能性が高い。このように唐代の“儀山”が後に“宜山”に換わっているわけであるが、それは「儀」が宋・太宗（趙光義）の諱を含むために避けられたからである。逆にいえば“儀山”ではなく、“宜山”が用いられるのは宋代に限られる。つまり宋代では“灘山”か“宜山”が用いられたのであり、したがって原書『虞衡志』が作っていたのは「宜山」ではなく、「灘山」であったと断定することはできない。宋本『勝覽』は明らかに「宜山」に作っているが、これは原書に「灘山」とあったのを抄刻の際に誤ったものとは考えにくい。「後人傳抄翻刻之誤」説は認めがたい。「宜山」は今日の象鼻山¹⁴⁾。●「枕〔沈〕〔浸〕江」=『勝覽』・『紀勝』は「枕」を「浸」に、通行本『虞衡志』諸本は「枕」を作るが、「枕」は「沈」あるいは「沉」の訛ではなかろうか。早くは『風土記』の「灘山」条に「一名“沈水山”、以其山在水中、遂名之」という。「其半沈江」は「其半枕江」と比べて主語との関係から表現も適当であり、また実際にも合う。●「天然」=『桂勝』は二字を脱す。●「大洞門」=『四庫』は「大」・「門」を脱す。●「圓」=『四庫』・『知不』・『學海』および『勝覽』は「員」を作る。通用するが、このでの意味では「圓」が一般的。●「映空明皎」=『勝覽』・『紀勝』に見える。これによって文意は明白になる。『紀勝』の編者あるいは『紀勝』以前の後人が挿入したものとは考えにくい。『虞衡志』の佚文である。●「江別派……大橋下」=通行本『虞衡志』等に見え、『紀勝』・『勝覽』には見えず。《校注》は「灘」を加えて「灘江別派、流貫洞中」と断句し、「文句不順。從文理上看、“江”字前應有一“灘”字、依理補正」という。口調は悪いが文意は通じる。『代答』の「靈巖」条に「城南之水月洞、……水中通、形如半規、江流貫之、中有石橋、可以觴客」。●「捲篷」=諸本は『四庫』・『和刻』を除いていずれも「篷」を「蓬」に作る。形近の訛。《輯佚》は「篷」を作るが、校勘は無し。●「大橋下」=《校注》は『[嘉慶]通志』95

¹⁴⁾ 詳しくは拙論「桂林名山“象鼻山”與“灘山”」（『桂林旅游高等專科學校學報』13-1、2002年）。

が『虞衡志』を引いて「大橋下」の下に「大月輪之中、又一小規穿山而南出、暑月坐規中、風颶颶起洞口、眞不滅北窗羲皇也」に作るのを「各本均無、當爲佚文」というが、これは佚文ではなく、すでに明・王士性『桂海志續』に見えるものであり、『輯佚』が「對水月洞作了進歩的描寫」というのがよい。王士性の『續』した所以である。

雉巖：〔亦〕江濱獨山、有小洞、〔深百許步、路窄不可窮。〕〔洞門下臨灘江。〕

通行本『虞衡志』には「水月洞」条の後に「龍隱洞・龍隱巖」条があり、「雉巖」条は「龍隱洞・龍隱巖」条の後にあるが、このあたりの編次には錯乱が認められる。「雉巖」条は「龍隱洞・龍隱巖」条よりも前にあるべきであり、「龍隱洞・龍隱巖」条は「雉巖」条の後で「栖霞洞」条の前あるいは「屏風巖」条の前にあるべきである。その理由は、1)『虞衡志』は府城から距離の近い順で配されているが、「龍隱洞・龍隱巖」と「雉巖」の両条はそれに合わない。ちなみに「龍隱洞・龍隱巖」の所在地は後条にいう「栖霞洞」等に近く、逆に「雉巖」は前条にいう「水月洞」に近い。2) 通行本では「雉巖」条の後には「立魚峯」条があるが、原書に「峯」条は無かったと思われる。「立魚峯」条があることはこのあたりの編次に錯乱があったことを露呈している。また、かりにあったとしても前条の「雉巖」と後条の「栖霞洞」とは地理的に全く異なる。ちなみに立魚峯は西郊、雉巖は南郊、栖霞洞は東郊に在る。3)『代答』の「桂林巖洞」には「洞則……曰水月、曰龍隱、曰棲霞、曰元風、曰曾公」の順で列記されており、「龍隱洞」が「水月洞」の後で「栖霞洞」の前にあるのは『虞衡志』の距離別編次に合致する。4) 栖霞洞・元風洞・曾公洞の三所は七星山（普陀山）に在って近く、龍隱洞はそれらとやや離れた別の山（月牙山）にあり、また「栖霞洞」条には「七星山」の説明があるから、同じく「七星山脚」に在るとする「龍隱洞」条はその説明よりも後、つまり「曾公洞」条の後が最も適当である。しかし『勝覽』・『紀勝』には「七星山脚」の前に「水東」という七星山の位置を示す語があるから、「栖霞洞」条の前であってよい。以上の理由によって通行本の「龍隱洞・龍隱巖」条と「雉巖」条の位置を入れ替え、「立魚峯」条を削除する。なお、「立魚峯」条は後の「隱山六洞」条の中に組み込む。『勝覽』の「雉巖」条は通行本『虞衡志』と同じ文を含んでおり、通行本がわずか十四字であることからも闕文があることは容易に想像される。

- 「雉巖」 = 《輯佚》は「此条『古今逸史』本原文混于“龍隱洞”条内」というが、「龍隱洞」条が欄底で終わっているために「雉巖」が次行の冒頭に来ているだけであって混入してはいない。《輯佚》は「文學古籍刊行社」一九五五年重印之現行本亦不分出、且斷句錯誤、幾不可讀」というから、この現行本の誤りによって逆に『逸史』が混入を犯していると誤解したのではなかろうか。
- 「〔亦〕江濱獨山」 = 《輯佚》は〔嘉慶〕廣西通志」95・〔光緒〕臨桂縣志」6が『虞衡志』を引いて「下濱江、獨立」に作るといい、《校注》は『縣志』については「下濱江、獨山」に作るという。「獨立」は「獨山」の訛。これより早く『桂勝』が「下濱江、獨山」に作っており、『文載』もこれに同じ。『通志』・『縣志』はしばしば『桂勝』・『文載』と同じく、それに拠っている可能性がある。『勝覽』は「亦」を闕くが、それは原本『虞衡志』と編次を異にし、かつ他の条を挿入して編集したために前を承ける「亦」字を省いたものと考えられる。「亦」は先の「伏波巖」条の「在灘江濱」や「水月洞」条の「濱江而洞者三」を承ける。
- 「深百許步……可窮」 = 『勝覽』に見える。通行本『虞衡志』では条としてはあまりに短文であり、また通行本の「洞門下臨灘江」は『勝覽』の「江濱獨山、有小洞」とほぼ同義であるから、重複することになり、いずれかを削除すればさらに短文（8字）になる。通行本に闕文があることは容易に想像される。

龍隱洞・龍隱巖：皆在〔水東〕七星山〔脚〕。〔俗傳昔有龍蟠伏其間、故名。今〕〔沒〕江水〔中〕。泛舟至石壁下、有大洞門、高可百丈。鼓棹而入、〔兩壁石皆玉立、〕仰視洞頂、有龍迹夭矯、若印泥然、其長竟洞。舟行僅一箭許、別有洞門可出。〔兩門虛明相射、泊舟其間、琴奕觴詠、奇賞終日。〕巖在洞側、山半有小寺、即巖爲佛堂、不復屋〔焉〕。

通行本『虞衡志』とほぼ同文が『紀勝』・『勝覽』に見える。ただ『紀勝』は中間・後半を闕く。通行本で文意不通の箇所は『紀勝』・『勝覽』と整合させることによって通じる。『虞衡志』の佚文であることは明らか。●「水東」 = 『勝覽』・『紀勝』に見える。張栻の水月洞題名（淳熙五年1175）に「來遊水東諸巖」、『代答』の「靈巖」条に「水東之曾公巖」。『虞衡志』に「曾公巖」条あり。「水」は灘江、当地では城東を流れるために「東江」と呼ばれた。周去非『代答』の「靈巖」条に「城南之水月洞、東江之龍隱巖」、范成大「甘雨應祈三絕」其三に「說與東江津吏道、打量今晚漲痕來」。また鸚鵡山南麓の現存石刻「靜

江府城池圖」（咸淳七年1271頃）に「東江」・「東江橋」が見える。『風土記』の「東觀」条では「東河」という。龍隱洞はその東にある。●「七星山脚」＝『勝覽』・『紀勝』は「脚」を闕く。「……脚」は実状に合って具体的であり、原作者のみ書き得ること。●「俗傳……故名」＝『紀勝』・『勝覽』に見えるが、「故名」二字は『紀勝』に有って『勝覽』には無い。次の「今……」との文脈上不可欠。●「〔今〕〔没〕没江水中」＝『紀勝』・『勝覽』は「今江水」。通行本『虞衡志』諸本および『桂勝』・『集成』・『文載』の引用は「今」を闕き、「没江水中」に作る。通行本は「俗傳昔有龍……」を闕くために、何が「没江水中」であるか不明。文脈上は「龍隱洞」ということになって不自然である。前者「今江水汎舟至石壁下」も文意不通。点校『勝覽』・校点『紀勝』は校勘せず。字数の上からは「今」が「没」の誤字のように思われるが、「今」は「昔」に対するものであり、通行本は「俗傳昔……」を削除して「今」に及んだ。『勝覽』嶽雪本は「今」を誤って「令」に作る。形近の訛。●「鼓棹」＝『説郛』涵本・『説海』・『四庫』は「棹」に、『説郛』宛本・『逸史』・『知不』・『學海』・『和刻』及び『桂勝』・『文載』・『集成』は「櫂」に作る。《校補》・《輯佚》・《校注》・《点校》はいずれも「棹」に作り、校勘記は無し。「棹」・「櫂」ともに文意は通じるが、『代答』の「靈巖」条に「城南之水月洞、東江之龍隱巖也。……龍隱修曲而高明、江流貫之、鼓棹而入、仰視洞頂、夭矯乎眞龍之背脅也。范石湖謂二洞奇賞絕世」とあり、范成大の『虞衡志』を参考にしていることは明らか。なお、このあたりでは一般に棹を用いる。方信孺「龍隱巖詩」（嘉定七年1214）に「扶苔撫奇篆、倚棹看題名」、范成大「六月十五日夜汎西湖」詩に「棹大三弄笛、跳魚翻素光」、また「志巖洞」の後半に「洞浸江、可棹舟入焉」。●「兩壁……玉立」＝『勝覽』・『紀勝』に見える。その前後は通行本『虞衡志』と同じであるから『紀勝』以前の後人の加えたものでなく、『虞衡志』の佚文。●「兩門虛明相射……奇賞終日」＝『勝覽』・『紀勝』に見えるが、『紀勝』は「虛明」・「琴奕觴詠、奇賞終日」を闕く。校点『紀勝』は「兩門相對」に作って校勘記に「原文作“對”作“射”、據上下文意改」として「射」を「對」に改めるが、それは「虛明」を闕いていたことに因る誤り。「兩門虛明」に継ぐ表現としては「相對」よりも「相射」が勝れ、かつ今日の実状にも合う。龍隱洞は「廻穴」とも呼ばれるように⁴⁵、全長約60mが“く”的字に湾曲しており、つまり「相對」しておらず、左右の洞口（幅5m～10m、高さ約10m）の虚ろな空間から日が射し込んでいる。●「別有」＝『桂勝』は「別」字

を脱す。●「巖在洞側」=以上が龍隱洞の説明であり、「巖在洞側」からが龍隱巖の説明であるが、『紀勝』は条目を「龍隱巖」としながら、この部分を阙く。「龍隱巖」条であるが内容は「龍隱洞」であるから、本来は通行本『虞衡志』・『勝覽』が作る「龍隱洞・龍隱巖」と同じ条からの引用、つまり原書『虞衡志』からの引用であることがわかる。「兩門……」も『虞衡志』の佚文。●「不復屋」=『桂勝』は「屋」の後に「焉」を置く。「焉」があった方が口調がよく、意味も安定する。

栖霞洞：在七星山。〔七星山〕者、七峯位置如北斗。又一小峯在傍、曰輔星。石洞在山半腹。入石門、下行百餘級、得平地、可坐數十人。
〔穴口空明、下燭高爽明豁、政爾大空也。盛暑無炎歎、大冬溫然、竟日忘出。〕傍有兩路：其一西行、兩壁石液凝沍、玉雪晶瑩〔玉鱗〔鱗〕雪華〕、〔摩挲奪目、雖秉炬入、石色亦自照人。〕頂高數十丈、路闊亦三四丈、〔地亦甚平、〕如行通衢中、頓足曳杖、彭鏗有鼓鐘聲、蓋洞之下又有洞焉。半里遇大壑、不可進；一路北行、俯僂而入、數步則寬廣。〔兩〕旁十許丈、〔石液融結、多所形似。〕鍾乳垂下纍纍。凡乳牀、必因石脈而出、不自頑石出也。〔路高下曲折、或須躋攀匍匐、始可〕進。里餘、所見益奇、〔如佛寺經藏、高大莊嚴。四衆圍繞、有如臺坐、刻削平正、疑仙聖之所。盤旋石液滴至地、凝爲老稚人物・幢蓋・囷廩・牛馬・狻猊・異獸之狀者、不可勝紀。〕又行食頃、則多岐、游者恐迷途、不敢進、云：“通九疑山也”。〔唐人鄭冠卿遇日華君於洞中、仙者與詩、略云：“不因〔縁〕今〔過〕世〔去〕行方便、安〔那〕得今朝會碧虛。”余於洞口作亭、以“碧虛”榜之。登覽之勝、與千山觀齊名。〕

『勝覽』に通行本『虞衡志』と同文を含む長文が見られる。前後関係から、また『勝覽』のみに見える末尾の文にいう「余」が范成大であることからも、佚文であることは明らか。『紀勝』は「在七星峯下」五字のみ。范成大に「碧虛席上得趙養民轉運使寄詩、約今晚可歸、次韻逐之」詩・「與同僚遊棲〔栖〕霞、洞極深遠、中有數路、有傳“有通九疑者”。燭將盡乃還、飲碧虛上。陳仲思用二華君韻賦詩、即席和之」詩・「次韻趙養民碧虛坐上」詩あり。●「栖霞

¹⁵張覲等龍隱洞題名に「熙寧甲寅六月八日同尋廻穴山」、「熙寧六年（1073）……過廻穴」、また曾布等龍隱洞題名に「元豐二年（1079）五月十日遊廻穴」、劉誼「曾公巖記」（元豐二年1079）に「廻穴據其東」。

洞」 = 通行本『虞衡志』・『勝覽』・『紀勝』から今人の《校注》・《輯佚》・《点校》に至るまで、いずれも「栖」を「棲」に作り、ただ『桂勝』のみ「栖」に作る。《校補》も「栖」を作るが、「棲」の簡体字として用いている可能性がある。「栖」が正しい。七星山に現存する范成大「碧虛亭銘并序」等の石刻ではいずれも「栖」に作る¹⁶。『桂勝』は当時見られた石刻を著録するという性格上錄文は原刻に忠実。「栖」は「棲」の異体字であるが、七星山の洞の正式名としては「栖霞」。原文も「栖」であったはずであるが、後人が抄写・書刻の際に誤って正字に改めたのであろう。宋本『勝覽』は以下に見える同洞名ではすべて「棲」を用いているが、ただ「虛秀洞」条下に見える「乳洞」についていう「與栖霞相甲乙」の一文で「栖」に作っている。これは本来「棲」とあったものを「栖」に改めたのではなく、本来「栖」とあったものを正字に改めるのを忘れたのであろう。以下、同様の理由によって洞名の「棲」はいずれも「栖」に改める。●「在七星山」 = 『勝覽』宋本・嶽雪本は「星」を誤って「里」に作り、四庫本は「星」を作るが、『勝覽』諸本は後の「七星山」三字を脱す。なお、今本『紀勝』の「棲霞洞」条は「在七星峯下」五字のみであり、同書前掲の「七星山」条でも棲霞洞に言及していないから、かなりの闕字があると思われる。●「穴口空明、下燭高爽明豁……竟日忘出」 = 『勝覽』に見える。ただし通行本『虞衡志』の中で『四庫』のみに「六月無炎、大冬温然」八字があり、《輯佚》はこれに従うが校語無し。この長文は前後の文脈上自然であり、前半の状景描写は実際に合っている。後半は主観的であって冗長であるが、前半「穴口空明、下燭高爽明豁、政爾大空也」は前の「下行……得平地」を承けた洞口と洞底の描写であり、この洞の特徴は正にこの点、洞口下の広さにある。欠くべからざる文であり、体験者でなければ知り得ず、范成大でなければ書き得ない。嶽雪本は「下」を「中」に誤る。●「盛暑無炎歟、大冬温然」 = 『勝覽』点校本は「炎」の下字を「歟」(xiao1) に作るが、嶽雪本は「敲」(qiao1) に、宋本は「敲」の異体字「敲」に、四庫本は「煽」(xiao1 · kao3) に作る。点校本に校勘無し。「敲」・「敲」は形近による「歟」の訛。「煽」は「歟」と通用、原文は宋本が作るように「歟」であったが、四庫本が抄出の際に「煽」に改めたのではなかろうか。通行本『虞衡志』では『四庫』のみが

¹⁶ 『中國西南地區歷代石刻彙編（10）廣西桂林卷』（天津古籍出版社1998年）に「碧虛銘並序」（p 2）、『中國西南地區歷代石刻彙編（4）廣西博物館卷』に「范成大·章潭等棲霞水月洞題名」（p 126）・「范成大遊記題名」（p 131）の拓本を収める。

「六月無炎、大冬溫然」八字を作る。「六月」晩夏は数詞を使って具体的であり、「大冬」の表現と対するには「盛暑」がよい。「盛暑」の語は「白龍洞」条にも「盛暑重裘」と見える。「無炎」は意味不定、「無炎歟」がよい。「炎歟」は現代中国語の「炎熱」に当たる。嶽雪本は「大冬」の「大」を「天」にする。形近の訛。点校本に校語なし。●「玉鱗〔鱗〕雪華」=『勝覽』諸本は四字を「玉鱗雪華」に作るが、「鱗」は麒麟を謂うから、石の形がそれに似ていることになるが、「雪華」との並列関係から見れば、石面の輝きを謂うものであるから、適當ではない。「鱗」は「鱗」の同音・形近による訛字であろう。「白龍洞」条にも「四壁悉是乳液所凝、玉鱗雪花」と見える。通行本『虞衡志』では『説郛』涵本は「玉雪晶瑩」に作り、『説郛』宛本・『説海』・『逸史』・『四庫』・『知不』・『學海』及び『桂勝』・『文載』・『集成』は「瑩」を「熒」に作る。范成大は「瑩」を用いる。「伏波巖」条に「石磯瑩潤」、「志金石」篇の「滑石」条に「光瑩如玉」。「玉雪晶瑩」等の描写も「玉鱗・雪華」ではなく、「玉鱗・雪華」の方に近い。表現としては「玉鱗・雪華」という隠喻の重ね型の方が技巧的であり、「玉雪晶瑩」の構造が単純にして「玉雪」と「晶瑩」が必然的な関係であるのに勝る。●「摩挲奪目……自照人」=『勝覽』に見える。『勝覽』の編者あるいは『虞衡志』から『勝覽』までの間の後人が巧みに創作して挿入したものとは考えにくい。『虞衡志』の佚文である。●「彭鏗有鼓鐘聲」=『勝覽』宋本は「彭鏗有鍾鼓聲」、嶽雪本は「彭堅有鐘鼓聲」、四庫本は「彭鏗有鐘鼓聲」に作る。点校本は宋本と同じであるが、校語なし。通行本『虞衡志』では『説郛』涵本は「彭鏗有鼓鐘聲」に作るが、『説郛』宛本・『逸史』・『知不』・『學海』・『和刻』及び『桂勝』・『文載』・『集成』は「鏗然有聲、如鼓鐘聲」、『説海』・『四庫』は「鏗然有聲、如鼓鐘」に作る。《校補》・《輯佚》・《校注》は「鏗然有聲、如鼓鐘聲」を、《点校》は「彭鏗有鐘鼓聲」を探る。《校注》のみに校語があり、「『郛』甲本作“彭鏗有鼓鐘聲”、意同」という。意味は同じあるが、表現としては「彭鏗有鼓鐘聲」六字の方が「鏗然有聲、如鼓鐘聲」八字の直喻を用いて説明的であり、かつ「聲」を反復するのよりも巧み。さらに言えば、原文は「彭鏗有鼓鐘聲」か「鏗然有聲、如鼓鐘聲」かのいずれかであり、前者から後者が生まれるのは容易であるが、その逆は難しい。●「一路」=『勝覽』は「路」を「歩」に誤る。点校本は「不可進一步。北行」と断句するが、ここは前の「傍有兩路：其一西行」に対するものであり、「不可進。一路北行」と解すべきである。●「纍纍」=『勝覽』は「纂纂」に作る。形近の訛。●「必

因石脈而出」 = 『學海』は「因」を「固」に作る。《校注》が校勘して「非」というのがよい。形近の訛。また、『勝覽』は「而」を「方」に作る。形近の訛。●「路高下曲折、或須躋攀匍匐、始可」 = 『勝覽』に見える。通行本『虞衡志』では刪削した結果、「不自頑石出也。進里餘、所見益奇」と読むことになり、文意は通じるが、「不自頑石出也。……須躋攀匍匐、始可進。里餘、所見益奇」と意味が異なって来る。「進」は「須躋攀匍匐」を承けて「始可進」に繋がるのが勝れる。『虞衡志』の佚文であること疑い無し。●「如佛寺經藏、……凝爲老禪人物・幢蓋・因廬・牛馬・狻猊・異獸之状者、不可勝紀」 = 『勝覽』に見える。千変万化する洞内の神秘的世界を描いて巧みである。通行本『虞衡志』はこのような描写をしばしば刪削する。「疊絲巖」条に「前後洞門、皆有蒼石嵌巖、古苔封之、如世所作仙聖宴坐之龕」という類似の形状に対する類似の表現が見える。体験者にしか書き得ない文であり、『虞衡志』の佚文。●「四衆圍繞」 = 四庫本は「衆」を「般」に作る。点校本に校語無し。直前に「如佛寺經藏」というから寺院に譬えているわけであり、佛教用語「四衆」がよい。「四衆」は比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷、出家・居士の男女。●「異獸之状者」 = 『勝覽』宋本・点校本は「状」を「伏」に作るが、嶽雪本・四庫本は「状」に作る。点校本に校勘なし。文意は通じるが、怪獣の「伏す」状態に限定する必要はない。形近の訛。范成大『駿鷗錄』に「石山……如几及臥牛・蹲蟆之状者、不可勝計」。●「迷途」 = 『勝覽』・『集成』は「途」を「路」に作る。通用。●「唐人……齊名」 = 『勝覽』に見える。ただし嶽雪本は「齊」を「奇」に作る。音近の訛。「余於洞口作亭、以碧虛榜之」という「余」は范成大。范成大に「碧虛亭銘並序」の作があり、その題榜および「銘」の石刻は栖霞洞口の向かって左の岩壁上に現存する¹⁷。末に「有宋淳熙改元（1174）嘉平日刻」。また范成大に「與同僚遊棲〔栖〕霞、洞極深遠、中有數路、相傳有通九疑者、燭將盡乃還、飲碧虛上、陳仲思用二華君賦詩、即席和之」詩（『石湖詩集』14）がある。したがってこの長文が『虞衡志』の佚文であることは明らか。ただし仙者贈与の詩句にはかなり異同がある。●「不因〔縁〕今〔過〕世〔去〕行方便、安〔那〕得今朝會碧虛」 = 『勝覽』は「不因今世行方便、安得今朝會碧虛」に作る。ただし四庫本は「今」を「令」に作る。形近の訛。現

¹⁷桂林市文物管理委員会『桂林石刻選』（広西人民出版社1980年）（p 31）・『中國西南地區歷代石刻彙編（10）廣西桂林卷』（天津古籍出版社1998年）（p 2）に拓本を収める。前者の方が鮮明。

存する范成大「碧虛亭銘並序」石刻では「不縁過去行方便、那得今朝會碧虛」に作り、四字の異文がある。また、「唐人鄭冠卿遇日華君於洞中」の伝承は范成大が栖霞洞を尋ねる約四十年前の作である尹檣「僊蹟記」（紹興五年1135）に詳しく述べられており、この石刻も七星巖内に現存するが、その「記」にも日華君・月華君が贈った詩二首が記されており、其二の後半二句は「碧虛亭銘並序」に引く詩句と全く同じである。范成大は栖霞洞を訪れた時に「僊蹟記」石刻を読んでその逸事を知り、それによって「銘並序」を書いたはずであるから、詩句は同じでなければならない。なぜ『勝覽』の引用が十四字中四字も異なるのか。もとより范成大の記憶の誤りではあり得ないとなれば、抄出・刻版の誤であろう。石刻に従うべきである。●「千山觀」=先の知府である張孝祥が千山の西側の中腹に建てた道觀。「隱山六洞」条を参照。なお、「與千山觀齊名」の裏には張孝祥に対抗する意識があるかも知れない。范成大はかつて張孝祥が水月洞を朝陽洞に改名したのを「復水月洞銘并序」を撰して「以一時燕私、更其號“朝陽”、邦人弗從。……百世之後、尚無改也」と批判している。

元風洞：去栖霞傍數百步。風自洞中出、寒如冰雪、[不可當戶立。]

[元字、本胡涓切。]

『紀勝』・『勝覽』に通行本『虞衡志』とほぼ同じ文が見える。●「元風洞」=《校注》は「元」を「玄」に改める。それは『文載』に引く『虞衡志』が「玄風洞」に作るとして「清版『虞衡志』各本均“玄”爲“元”、并於本條下注“元字胡涓切”、當系避清祖玄燁諱、今依原文作“玄”」という理由によるが、全くの誤り。確かに『文載』では「玄」に作っており、また『桂勝』に引く『虞衡志』も「玄」に作る。正確には清抄本（四庫全書『文載』・『桂勝』）では末筆を缺画している。そこで清の国諱である康熙朝・聖祖の諱（玄燁）を避けて改めたものと考えたわけである。しかし『説郛』・『説海』等の明刻本『虞衡志』さらに宋本『勝覽』でも均しく「元風洞」に作っているから、その説は当たらない。これは北宋・真宗の大中祥符五年（1012）に趙玄朗を追尊して聖祖となし、避諱の詔が下されたことによる。そこで諱“玄”を避けては“眞・元”などの字が代用され、あるいは闕筆された。よく知られている例が“玄武”を“眞武”、“太玄經”を“太眞經”と改めたことである。真宗も本来は“玄宗”というべき所を避諱して代えた廟号である。南宋・王應麟『困學紀聞』20に「唐有代宗、世宗也（李世民による避諱）。本朝眞宗、玄宗也。皆避諱而爲此號」。

したがって本来は「玄風洞」であったが、南宋・范成大の原書では「元」が用いられていたはずであり、そのために「元字胡涓切」と注された。明本は原書に忠実であって「元」に作って末の原注「元字胡涓切」を残したが、清代に至って原注に従って「玄」に改め、避諱して缺筆して原注を削除したものが現れたのである。したがって南宋の原文は「元」であって「玄」に改めるべきではない。●「栖霞傍」=『桂勝』を除いて諸本は「栖」を「棲」に作る。「栖霞」が正しい。異体字「栖」を後人が正字に改めたもの。先の「栖霞洞」条を参照。『紀勝』は「傍」を「洞」に作る。『勝覽』では四庫本のみ「洞」に作るが、点校本は「旁」に作って校語無し。「栖霞」が洞名であることは前条によって明らか。また次の「曾公洞」条でも「可通栖霞」、さらに後の「乳洞」についての記載でも「此洞與栖霞相甲乙」という。●「風自洞中出」=『勝覽』嶽雪本は「中出」を誤って「出出」に作る。●「不可當戶立」=『勝覽』に見える。『紀勝』は「寒如冰雪」まであり、以下を闕く。●「元字、本胡涓切」=明本を含む通行本『虞衡志』に見え、小字夾注「元字胡涓切」に作るが、『四庫』のみ「字」の下に「本」有り。『四庫』を参校本とする《輯佚》・《点校》に校語無し。『桂勝』・『文載』・『集成』の引用および『勝覽』は注文を闕く。ただし『桂勝』・『文載』は条目の「元」を「玄」に改めている。上述したように范成大の原書では「玄」を避けて「元」に作っていたはずであり、原名が「玄風洞」であることを知っているのは著者であるから、「元字、本胡涓切」は著者の自注であり、原書にもあった。この原注は「元」字が「胡涓切」の音(xuan2)であることを謂うものではあるが、ここでは「元」字(yuan2)の異音を謂うものではなく、「元」字を「胡涓切」の音の字つまり「玄」に当てていることを示すものであるから「本」があった方がよい。

曾公洞：舊名“冷水巖”。山根石門岈然。入門、石橋甚華、曾丞相子宣所作。〔内〕有澗水、莫知所從來、自洞中右旋、東流橋下、復自右入〔于地〕、莫知所往、或謂洑流入于江也。〔仰視怪石、如垂蓮・頽雲、危欲下墮。〕度橋、有仙田數畝、〔塍畛龍鱗。〕過田、路窄且濕。俯視石罅尺餘、匍匐而進、旋復高曠、可通栖霞。〔又復自左隅數十步回至澗旁、其水清淺不流、崖壁星星然。〕

『勝覽』に通行本『虞衡志』の文を含む長文が見える。前後の関係から見て佚文に違いない。●「岈然」=通行本『虞衡志』と『桂勝』・『文載』・『集成』

の引用は「研然」に、『勝覽』は「砈」に作る。「砈」は「研」の訛字。「研然」について《校補》に「研然：光亮的様子」、《校注》に「用石磨擦而發生光亮樣子」というが、ここでは文意不通。ここは「山根にある石門」の存在の様をいうはずであり、今日、曾公洞は閉鎖されているが、山の根というべき所に存在している。「研」は「峠」あるいは「呀」の誤字であろう。『明統志』に「曾公巖：在七星山下。石門唸呀、中有澗水」、『[嘉靖]通志』に「曾公巖：在七星巖下。舊名冷水巖。山根石門唸呀、中有澗水」というのがよい。●「石橋甚華」 = 《点校》は「周本“華”作“高”」という。「周本」は清・周星詒校抄本（北京図書館蔵）。《点校》附録「周星詒題跋一則」（校抄本卷首）に「以吳琯・鮑廷博二本校」というが『逸史』・『知不』はいずれも「華」に作る。曾公巖についてはその発見と命名について記す劉誼『曾公巖記』（元豐二年1079）に詳しく¹⁸、それに「流水橫其中、……乃構長橋、跨中流而渡、以爲遊觀宴休之處」というから、「高」に特徴があるわけではなく、行楽地として開発したものであるから「華」がよい。今日、曾公巖（七星公園内）は閉鎖（洞口に鉄柵があつて施錠）されており、入って確認することは出来ないが、鉄柵越しに照らして見たところ洞内はかなり広くて奥深いようであるが、天井は「石橋甚高」があったほど高いように見えない。●「[内] 有澗水」 = 《校注》は『[嘉慶]通志』94が『虞衡志』を引いて「作“内有澗”」というが、それより早く『文載』が「内有澗水」に作る。なお、『[嘉慶]通志』では「内有澗水」に作っており、「内有澗」という引用の仕方では誤解が生じる。●「復自右入〔于地〕」 = 『紀勝』に見える。通行本の「自洞中右旋、東流橋下、復自右入、莫知所往、或謂湫流入于江也」では「復」を承けている「入」字の用法が不穏當。「入」の下には何らかの場所を示すべきであり、必ず闕字あり。今、『紀勝』の「曾公洞」条は全文「舊名冷水巖。山根石門研然。入門、石橋有水、莫知所從來、右旋東流、復入于地、莫知所往」に作るが、通行本『虞衡志』の前半部分とほぼ同じであり、削除したこと明らか。「復入于地」ならば文意明瞭。「復自右入」下の闕字は「于入」なるべし。『虞衡志』の佚文。●「湫流」 = 《点校》は「伏流」に作り、校語無し。《点校》が底本とする『説郛』涵本を含み、「伏」に作るものは無い。『勝覽』は「湫」字を脱す。●「仰視……下墮」 = 『勝覽』に見える。『[嘉靖]通志』にも「橋側有石乳雙懸、如垂蓮・頽雲、危欲下墮。

¹⁸ 『中國西南地區歷代石刻匯編（9）廣西桂林卷』（p 48）「劉誼曾公巖記」。

度橋、有仙田數畝」とある。通行本『虞衡志』では比喩等を含む冗長な部分がしばしば刪削されている。●「仙田」 = 《輯佚》は『臨桂縣志』が『虞衡志』を引いて「山田」に作るといい、《校注》は『〔嘉慶〕通志』94・『縣志』8が『虞衡志』を引いて「山田」に作るというが、早くは『文載』が「山田」に作る。ただしその「田」は巖洞内にあり、また後に「塍畛龍鱗」というから、いわゆる“龍田”（鍾乳洞に見られる棚田のような形のもの）のことであり、「仙田」が良い。●「塍畛龍鱗」 = 『勝覽』に見える。前後の関係から『虞衡志』の佚文であること明らか。後人の能く創作する所に非ず。●「路窄且濕」 = 『説郛』涵本・『知不』・『學海』は「濕」を「溼」に作る。異体字。●「棲霞」 = 『説郛』涵本を除き、他の諸本は「棲」を「棲」に作る。後人が正字に改めたもの。嶽雪本は「棲霞」の後に「洞」があり、直後にある「復」の前の「又」を阙く。点校本に校語無し。そうならば「可通棲霞洞、復自左隅」と断句することになる。「又」が「洞」であったのではなく、前に「栖霞」があったために「洞」が加えられたのであろう。●「又復……星星然」 = 『勝覽』に見える。「自左隅數十步」は具体的であり、前文と同一の作者の書き得るもの。『虞衡志』の佚文。後の『〔嘉靖〕通志』にも「可通棲霞。自左隅數十步出至洞、洞名“玄風”、洞旁水清淺不流、高岸玉立如削、真勝概也」という、ほぼ同文が見える。

(つづく)

* 本論は2006年度科学研究費補助金（研究課題「中国広西の鍾乳洞内に現存する古代墨書跡の資料化とその総合的研究」）による研究成果の一部である。